

平成30年第1回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成30年3月7日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	木村 圭君	第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君
第4番	清水 明君	第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君
第7番	宮野 亨君	第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君
第10番	村木 征一君	第11番	師岡 伸公君	第12番	須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 原島 大輔君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住化対策室長	新島 和貴君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	原島 滋隆君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	天野 成浩君	地域整備課長	須崎 政博君
会計管理者	加藤 芳幸君	教 育 課 長	原島 政行君
病院事務長	河村 光春君		

平成30年第1回奥多摩町議会定例会議事日程 [第2号]

平成30年3月7日(水)

午前10時00分 開議

会 期 平成30年3月6日～3月19日(14日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	議案第18号	平成29年度奥多摩一般会計補正予算(第6号)	原案可決
3	議案第19号	平成29年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決
4	議案第20号	平成29年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
5	議案第21号	平成29年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決
6	議案第22号	平成29年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	原案可決
7	議案第23号	平成29年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決
8	議案第24号	平成29年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決
9	議案第25号	平成29年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)	原案可決
10	議案第26号	平成30年度奥多摩町一般会計予算	予算特別委員会付託
11	議案第27号	平成30年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算	予算特別委員会付託
12	議案第28号	平成30年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算	予算特別委員会付託
13	議案第29号	平成30年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算	予算特別委員会付託
14	議案第30号	平成30年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算	予算特別委員会付託
15	議案第31号	平成30年度奥多摩町介護保険特別会計予算	予算特別委員会付託
16	議案第32号	平成30年度奥多摩町下水道事業特別会計予算	予算特別委員会付託

17	議案第 33 号	平成 30 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算	予算特別 委員会付託
----	----------	----------------------------	---------------

(午後 3 時 54 分 散会)

午前 10 時 00 分開議

○議長（師岡 伸公君） 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

これより議案審議に入ります。

日程第 2 議案第 18 号 平成 29 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 6 号）、日程第 3 議案第 19 号 平成 29 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第 4 号）、日程第 4 議案第 20 号 平成 29 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 3 号）、日程第 5 議案第 21 号 平成 29 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 6 議案第 22 号 平成 29 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 7 議案第 23 号 平成 29 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 8 議案第 24 号 平成 29 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）、日程第 9 議案第 25 号 平成 29 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）、以上 8 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。副町長。

〔副町長 加藤 一美君 登壇〕

○副町長（加藤 一美君） それでは、議案第 18 号から議案第 25 号までの一般会計を初めとする特別会計、企業会計、全 8 会計の補正予算につきまして提案のご説明を申し上げます。なお、内容等につきましては、各課長から説明させていただきますので、簡潔に説明をさせていただきます。

初めに、議案第 18 号 平成 29 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 6 号）についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 1,859 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 63 億 8,950 万円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。

町税のうち、入湯税は 5 万 8,000 円を追加し、町税の合計を 7 億 2,316 万 2,000 円に、分担金及び負担金のうち、負担金は 5 万 7,000 円を減額し、分担金及び負担金の合計を

2,146万5,000円に、使用料及び手数料のうち、使用料は119万8,000円を減額、手数料は4,000円を追加し、使用料及び手数料の合計を1億1,973万7,000円に、国庫支出金のうち、国庫負担金は137万円を減額、国庫補助金は臨時福祉給付金事業補助金等の減によりまして355万円を減額、国庫委託金は4万5,000円を追加し、国庫支出金の合計を1億8,471万円に、都支出金のうち、都負担金は社会福祉費の在宅心身障害者福祉手当負担金、土木管理費の地籍調査事業費負担金、教育総務費の小・中学校直結給水モデル事業負担金等の減により2,450万7,000円を減額、都補助金は水産業費の内水面漁業施設整備費補助金、道路橋梁費の市町村土木費補助金等の減により8,705万円を減額、都委託金は199万円を減額し、都支出金の合計を25億482万円に、財産収入のうち、財産運用収入は19万5,000円を減額し、財産収入の合計4,443万8,000円に、寄付金はふるさと納税等の増により317万4,000円を追加し、寄付金の合計を487万4,000円に、繰入金のうち、基金繰入金は7,600万円を減額して財政調整基金に6,400万円、公共施設整備基金に1,200万円を戻し、繰入金の合計を1億2,150万円に、諸収入のうち、延滞金加算金及び過料は1万7,000円を追加、町預金利子は3,000円を減額、受託事業収入は33万2,000円を減額、雑入は235万1,000円を減額し、諸収入の合計を5億580万円に、町債は臨時財政対策債の借入れの減により2,329万4,000円を減額し、町債の合計を1億円とするもので、今回の歳入補正額は2億1,859万9,000円を減額し、歳入の合計額を63億8,950万円とするものでございます。

次に、3ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

初めに、議会費は14万6,000円を減額し、議会費の合計を9,284万3,000円に、総務費のうち、総務管理費は庁舎建設基金に4,000万円を積み立てるなど5,128万3,000円を追加、徴税費は27万円を追加、戸籍住民基本台帳費は10万4,000円を追加、選挙費は東京都議会議員選挙費並びに衆議院議員選挙費の不用額により318万9,000円を減額、統計調査費は1万8,000円を減額し、総務費の合計を10億4,773万4,000円に、民生費のうち、社会福祉費は後期高齢者医療事業、心身障害者福祉費の減により4,138万円を減額、児童福祉費は児童の増加に伴い、氷川保育園、古里保育園への委託料の増により2,337万円を追加、国民年金費は10万円を追加し、民生費の合計を11億4,524万9,000円に、衛生費のうち、保健衛生費は予防健診委託料の減により955万円を減額、清掃費は624万円を減額し、衛生費の合計を5億759万3,000円に、農林水産業費のうち、農業費は簡易給水施設管理費、町農林業等振興事業費補助金等の減により1,373万5,000円を減額、林業費は都補助林道開設事業費等の減により1,101万円を減額、水産業費は内水面漁業施設整

備事業費等の減により 7,420 万 2,000 円を減額し、農林水産業費の合計を 9 億 54 万 4,000 円に、商工費のうち、商工費は 45 万 4,000 円を減額、観光費は小河内振興財団補助金等の減により 1,003 万 8,000 円を減額し、商工費の合計を 4 億 1,682 万 3,000 円に、土木費のうち、土木管理費は地籍調査事業費の減により 1,018 万 2,000 円を減額、道路橋梁費は都補助及び町単独道路新設事業費の減により 7,766 万 2,000 円を減額、住宅費は 273 万 4,000 円を減額、下水道費は 700 万円を追加し、土木費の合計を 12 億 5,042 万円に、消防費は消防団無線機購入等の減により 476 万 5,000 円を減額し、消防費の合計を 2 億 8,624 万 1,000 円に、教育費のうち、教育総務費は 259 万円を減額、小学校費は小学校水道直結化工事費等の減により 1,589 万 6,000 円を減額、中学校費は 143 万 7,000 円を減額、給食費は 27 万 2,000 円を減額、社会教育費は海外派遣事業負担金、文化財保護事業委託料の減によりまして 1,165 万円を減額、保健体育費は 307 万円を減額し、教育費の合計を 5 億 318 万 7,000 円に、公債費は財源の組みかえを行うもので額に変更はなく、予備費は予算調整により 50 万 6,000 円を減額し、予備費の合計を 1,273 万 4,000 円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の 2 億 1,859 万 9,000 円を減額し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 63 億 8,950 万円とするものでございます。

次に、予算書の表紙に戻りまして、第 2 条 継続費の補正でございますが、既定の継続費の変更は第 2 表継続費補正によるということで、5 ページをごらんください。第 2 表継続費補正でございます。事業名、原生活館改修事業ですが、総額につきましては補正前が 6,800 万円、補正後が 6,289 万 8,000 円、年割額につきましては補正前が平成 29 年度 2,720 万円、平成 30 年度 4,080 万円、補正後が平成 29 年度 2,500 万円、平成 30 年度 3,789 万 8,000 円となります。

また、予算書の表紙に戻りまして、第 3 条 町債の補正でございますが、既定の町債の変更は第 3 表町債補正によることで、今度 6 ページをごらんください。第 3 表町債補正でございます。起債の目的は、臨時財政対策債で、補正前の金額が 1 億 2,329 万 4,000 円、補正後の金額が 1 億円でございます。

以上で、議案第 18 号の説明を終わります。

次に、議案第 19 号 平成 29 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 63 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,718 万 8,000 円とするものでございます。

2としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

1ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。使用料及び手数料のうち、使用料は63万円を減額し、使用料及び手数料の合計を327万円とするもので、今回の歳入補正額は63万円を減額し、歳入の合計額を7,718万8,000円とするものでございます。

2ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。総務費のうち、利用管理費は63万円を減額し、総務費の合計を7,710万円とするものでございます。

今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の63万円を減額し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の7,718万8,000円とするものでございます。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

次に、議案第20号 平成29年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ190万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,354万2,000円とするものでございます。

2としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

1ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。使用料及び手数料のうち、使用料は140万円を減額し、使用料及び手数料の合計を1,860万円に、諸収入のうち、預金利子は3,000円を減額、雑入は49万7,000円を減額し、諸収入の合計を462万3,000円とするもので、今回の歳入補正額は190万円を減額し、歳入の合計額を1億6,354万2,000円とするものでございます。

2ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。総務費のうち、総務管理費は190万円を減額し、総務費の合計を1億6,344万5,000円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の190万円を減額し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の1億6,354万2,000円とするものでございます。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

次に、議案第21号 平成29年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条 既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分

及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。国民健康保険税は 66 万 5,000 円を追加し、国民健康保険税の合計を 1 億 1,747 万 5,000 円に、国庫支出金のうち、国庫負担金は 552 万 9,000 円を追加し、国庫支出金の合計を 2 億 1,675 万 8,000 円に、療養給付費交付金は 265 万 2,000 円を減額し、療養給付費交付金の合計を 1,224 万 1,000 円に、前期高齢者交付金は 2,092 万 3,000 円を減額し、前期高齢者交付金の合計を 2 億 1,907 万 7,000 円に、都支出金のうち、都補助金は 162 万円を減額し、都支出金の合計を 6,590 万 2,000 円に、共同事業交付金は 704 万 8,000 円を減額し、共同事業交付金の合計を 1 億 9,478 万 3,000 円に、繰入金のうち、基金繰入金は 2,600 万円を追加し、繰入金の合計を 1 億 166 万 4,000 円に、諸収入のうち雑入は 4 万 9,000 円を追加し、諸収入の合計を 29 万 2,000 円とするもので、今回の歳入補正は歳入予算内における財源組みかえを行うもので、補正額はございません。

2 ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。保険給付費のうち、療養諸費は 1,921 万 1,000 円を追加、高額療養費は 895 万円を追加、葬祭費は 15 万円を追加し、保険給付費の合計を 5 億 9,074 万 5,000 円に、後期高齢者支援金等及び介護納付金は財源の組みかえのみで額に変更はなく、共同事業拠出金は 2,698 万 1,000 円を減額し、共同事業拠出金の合計を 1 億 8,035 万 9,000 円に、保健事業費のうち、特定健康診査等事業費は 39 万円を追加、保健事業費は 10 万円を減額し、保健事業費の合計を 1,718 万円に、諸支出金のうち、繰出金は 162 万円を減額し、諸支出金の合計を 413 万 5,000 円とするもので、今回の歳出補正は歳入補正と同様に、歳出予算内における財源組みかえを行うもので、補正額はございません。

以上で、議案第 21 号の説明を終わります。

次に、議案第 22 号 平成 29 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,500 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9,400 万円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。保険料のうち、後期高

年齢医療保険料は 40 万 5,000 円を追加し、保険料の合計を 6,487 万 1,000 円に、繰入金のうち、一般会計繰入金は額の確定により 1,517 万 9,000 円を減額し、繰入金の合計を 1 億 1,450 万 4,000 円に、諸収入のうち、受託事業収入は 23 万 8,000 円を減額、雑入は 2,000 円を追加し、諸収入の合計を 1,063 万 6,000 円に、国庫支出金のうち、国庫補助金は 1 万円を追加し、国庫支出金の合計を 1 万円とするもので、今回の歳入補正額は 1,500 万円を減額し、歳入の合計額を 1 億 9,400 万円とするものでございます。

2 ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。広域連合納付金は 1,502 万円を減額し、広域連合納付金の合計を 1 億 7,504 万 5,000 円に、保健事業費は 2 万円を追加し、保健事業費の合計を 677 万 7,000 円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の 1,500 万円を減額し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 1 億 9,400 万円とするものでございます。

以上で、議案第 22 号の説明を終わります。

次に、議案第 23 号 平成 29 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,936 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 1,377 万 3,000 円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。保険料のうち、介護保険料は 109 万 6,000 円を減額し、保険料の合計を 1 億 6,841 万 6,000 円に、国庫支出金のうち、国庫負担金は 556 万 7,000 円を減額、国庫補助金は 726 万 1,000 円を減額し、国庫支出金の合計を 1 億 8,419 万 2,000 円に、支払基金交付金は 1,182 万 4,000 円を減額し、支払基金交付金の合計を 2 億 1,036 万 4,000 円に、都支出金のうち、都負担金は 667 万 7,000 円を減額、都補助金は 35 万 3,000 円を減額し、都支出金の合計を 1 億 2,041 万 5000 円に、繰入金のうち、一般会計繰入金は 670 万 1000 円を減額し、繰入金の合計を 1 億 1,814 万 5,000 円に、使用料及び手数料のうち、使用料は 11 万 8,000 円を追加し、使用料及び手数料の合計を 351 万 5,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 3,936 万 1,000 円を減額し、歳入の合計額を 8 億 1,377 万 3,000 円とするものでございます。

2 ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。保険給付費のうち、介護サービス等諸費は 2,500 万円を減額、介護予防サービス等諸費は 700 万円を減額、高額

介護サービス等費は100万円を減額、特定入所者介護サービス等費は200万円を減額し、保険給付費の合計を7億1,857万7,000円に、地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業費は81万4,000円を追加、包括的支援事業・任意事業費は264万円を減額し、地域支援事業費の合計を5,980万円に、基金積立金は253万5,000円を減額し、基金積立金の合計を1,497万8,000円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の3,936万1,000円を減額し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の8億1,377万3,000円とするものでございます。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

次に、議案第24号 平成29年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,950万円とするものでございます。

2としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

1ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。繰入金のうち、一般会計繰入金は700万円を追加し、繰入金の合計を4億8,297万1,000円とするもので、今回の歳入補正額は700万円を追加し、歳入の合計額を5億3,950万円とするものでございます。

2ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。総務費のうち、総務管理費は751万6,000円を追加し、総務費の合計を1億7,569万1,000円に、事業費のうち、下水道事業費は22万2,000円を追加、浄化槽市町村整備推進事業費は71万5,000円を減額し、事業費の合計を4,954万8,000円に、予備費は2万3,000円を減額し、予備費の合計を58万7,000円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の700万円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の5億3,950万円とするものでございます。

以上で、議案第24号の説明を終わります。

次に、議案第25号 平成29年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条は総則となります。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正することで、収入の病院事業収益のうち、医業収益は300万円を減額し、病院事業収益の合計

を4億8,300万円に、支出の病院事業費用のうち、医業費用は300万円を減額し、病院事業費の合計を収入と同額の4億8,300万円とするものでございます。

次に、第3条 予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、(1)職員給与費2億7,276万8,000円を2億6,160万円に改めるものでございます。

次に、第4条 予算第8条に定めた棚卸資産購入限度額4,392万円を5,148万円に改めるものでございます。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

議案第18号から議案第25号までの全8会計の補正予算の説明をさせていただきました。今年度最終の補正予算でございまして、今後の事業執行に欠かせない予算でございまして、ご審議を賜り、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(師岡 伸公君) 以上で、説明は終わりました。

次に、各課長から説明をお願いいたします。説明は自席に着席したままで簡潔に行っていただくようお願いいたします。

初めに、議案第18号について、各課長から順次、所管の説明を求めます。住民課長。

○住民課長(原島 滋隆君) それでは、議案第18号 平成29年度奥多摩町一般会計補正予算(第6号)につきましてご説明をさせていただきます。

9ページをお開きください。歳入となります。

款01町税、項06入湯税5万8,000円の増額は、滞納が発生したため、節02滞納繰越金分を新たに加えるもので、滞納分は既に完納いただいております。

○福祉保健課長(清水 信行君) 款11分担金及び負担金です。項01負担金、目01民生費負担金は5万7,000円を減額するもので、内訳として節02児童育成費負担金において学童保育保護者負担金で氷川学童保育会では児童数の減少により24万9,000円の減、古里学童保育会では入所児童数の増加により19万2,000円増額するもので、民生費負担金の合計を2,146万5,000円とするものです。

○観光産業課長(天野 成浩君) 次に、款12使用料及び手数料、項01使用料、目02農林水産業使用料8万円の減額は、日帰り農園の6区画の契約満了に伴うものと、水はけの悪い区画などを含め計8カ所の減少によるものです。

次に、03商工使用料32万1,000円の減額は、青目立不動尊休み処は指定管理者の使用がなかったことから使用料を全額22万1,000円減額するものと、小丹波駐車場は実績見込みにより10万円の減額を見込むものです。

○地域整備課長(須崎 政博君) 次に、目04土木使用料98万1,000円の減額につきま

しては、節 01 住宅使用料の町営住宅使用料で 117 万 3,000 円の減額が、当初予算では町が管理している公営町営住宅若者住宅に関しては、全住宅の満室状況を想定して予算組みをしてしておりますが、入退去等の事情があることから実績の使用料となります。また、栃久保第 2 住宅の中学生以下の子どもがいる世帯を減額したことや、栃久保除ヶ野住宅を若者住宅に用途変更し使用料を下げたことから、1 月末現在の調定見込みによるものでございます。

次のまた町営住宅過年度分の 18 万 6,000 円についても調定見込みによるものです。

次の 02 道路河川占用料の 6,000 円の増額は、額の確定によるものでございます。

○教育課長（原島 政行君） 次の目 05 教育使用料 18 万 4,000 円の増は、節 02 社会体育施設使用料及び節 04 森林館使用料において、説明欄にあります各使用料を実績及び見込みにより減または増をするものでございます。

○住民課長（原島 滋隆君） 次の 10 ページをごらんください。項 02 手数料、目 01 総務手数料 4,000 円の増額は、節 05 再交付手数料の発行の増を見込むものです。

○福祉保健課長（清水 信行君） 款 13 国庫支出金です。項 01 国庫負担金、目 01 民生費国庫負担金では、節 01 社会福祉費負担金において障害者自立支援給付費負担金、介護保険低所得者保険料軽減負担金について、いずれも実績に基づく見込みにより、合わせて 133 万 1,000 円を減額し、民生費国庫負担金を 1 億 3,370 万 8,000 円とするものです。

目 02 衛生費国庫負担金では、節 01 保健衛生費負担金において養育医療負担金について内示額に基づき 3 万 9,000 円を減額し、衛生費国庫負担金を 9 万 1,000 円とするものです。

項 02 国庫補助金、目 02 民生費国庫補助金では、節 01 社会福祉費補助金において臨時福祉給付金事業補助金では、給付実績の確定により 140 万 4,000 円を減額し、節 02 児童福祉費補助金では、放課後児童健全育成事業として運営している学童保育事業及びファミリーサポートセンター事業について、実績に基づき 94 万 9,000 円を減額、子ども・子育て支援システム改修費に充当していた子ども・子育て支援推進費補助金について上限額が示されたことにより 27 万 8,000 円を減額し、民生費国庫補助金全体では 263 万 1,000 円を減額するものです。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に、目 03 土木国庫補助金 1 万 9,000 円の減額は、橋梁費補助金で、寸庭橋補修工事及び橋梁業務委託の補助金の交付率の変更により、社会资本整備総合交付金の額の確定によるものでございます。

○総務課長（井上 永一君） 次の目 04 消防費国庫補助金は、40 万円の減額でございます。防災費補助金として緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例に基づく住宅建

築物耐震改修事業交付金で、地震発生時の緊急輸送道路として指定されている国道 411 号線上の倒壊により道路を閉塞するおそれのある家屋の耐震診断及び設計の補助金について、補助実績により減額するものでございます。

○観光産業課長（天野 成浩君） 次に、目 06 農業費国庫補助金 50 万円の減額は、今年度実施しております小丹波地区の山葵田調査事業で、山村活性化交付金決定額により減額するものでございます。

○住民課長（原島 滋隆君） 次の 11 ページをお開きください。項 03 国庫委託金、目 01 総務費委託金 4 万 5,000 円の増額は、節 01 総務管理費委託金の説明欄記載事務費について国からの通知により見込むものです。

○福祉保健課長（清水 信行君） 款 14 都支出金です。項 01 都負担金、目 01 民生費都負担金では、節 01 社会福祉費負担金において説明欄記載の各負担金について実績に基づきそれぞれ減額し、節 02 児童福祉費負担金では、児童育成手当において実績に基づき減額し、民生費都負担金全体で 565 万 5,000 円を減額するものです。

目 02 衛生費都負担金では、国庫負担金と同様に養育医療負担金について 2 万円を減額し、衛生費都負担金を 4 万 5,000 円とするものです。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に、目 03 土木費都負担金 659 万 7,000 円の減額は、地籍調査事業に係る国都補助金の交付額の決定により減額するものでございます。

○教育課長（原島 政行君） 次の目 04 教育費都負担金 1,223 万 5,000 円の減額は、説明欄にあります小中学校水飲栓直結給水化モデル事業負担金を皆減するもので、この工事は東京都水道局のモデル事業として、今年度は古里小学校において水道直結化を行い、子どもたちが蛇口から出る水のおいしさを実感するとともに、安全でより衛生的な給水を行う予定でありました。補助金については事業費の 8 割を東京都水道局が負担するもので、工事終了年に設計委託費も事業費に含め支給されるものであり、切りかえ工事につきましては平成 29 年度が古里小学校、平成 30 年度が氷川小学校、31 年度が奥多摩中学校を予定していましたが、平成 29 年度の入札において不調となったことからすべての予定につきまして 1 年間見送ったところでございます。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次に、12 ページをごらんいただきまして、項 02 都補助金、目 01 総務費都補助金 10 万 3,000 円の減は、節 04 電源立地地域対策交付金の交付額の確定によるものでございます。

○福祉保健課長（清水 信行君） 目 02 民生費都補助金では、節 01 社会福祉費補助金において、社会福祉推進包括補助事業補助金ではボランティア活動助成事業において実績に

より 2,000 円を増額、福祉モノレール等整備事業及び人にやさしい道づくり整備事業においても実績に基づき 221 万円を減額し、合わせて 220 万 8,000 円の減額。高齢社会対策包括補助事業補助金では、自立支援日常生活用具及び住宅改修における給付費について実績に基づき、合わせて 106 万 8,000 円を減額し、障害者施策推進包括補助事業補助金では、奥多摩の福祉サービス作成費用として 2 万 1,000 円を増額、障害者が町外のグループホーム等での入所生活を支援するための事業費について、入所者の増により 171 万 2,000 円を増額し、障害者（児）短期入所事業では実績見込みにより 10 万 1,000 円を増額、日常生活用具給付につきましても実績見込みにより 2 万 2,000 円を増額し、日帰り見学事業、住宅設備改善等事業及び移動支援事業の利用促進については、実績に基づき見込み額を減額、高次脳機能障害支援促進事業補助金では、事務費について 1,000 円を減額し、ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業補助金では、公共施設のトイレの洋式便器への交換を行ったものですが、事業実績に基づき 16 万 9,000 円を減額するものです。

節 02 児童福祉費補助金では、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業補助金で実績に基づき減額し、子育て推進交付金では、保育所の入所児童数に基づき 65 万円を減額、子ども家庭支援包括補助事業補助金では、子ども家庭支援センター事業において 2 万 8,000 円を増額、ファミリーサポートセンター事業では国庫補助金と同様に実績により 18 万 7,000 円を減額し、保育所の安全対策を支援する子どもと子育て家庭に対する安心・安全確保対策支援事業として、古里保育園からの申請に基づく災害時非常用品の購入費用として 18 万 9,000 円を増額し、あわせて 3 万円の増額、子ども・子育て支援交付金では、国庫補助金と同様に、放課後児童健全育成事業として運営している学童保育事業及びファミリーサポートセンター事業について実績に基づき 94 万 9,000 円を減額するもので、民生費都補助金全体で 378 万 1,000 円を減額するものです。

13 ページをお開き願います。目 03 衛生費都補助金では、保健衛生費補助金で、医療保健政策包括補助事業補助金において説明欄記載の各事業において実績見込みによりそれぞれ減額するもので、保健衛生費全体で 119 万 4,000 円を減額するものです。

○観光産業課長（天野 成浩君） 次に、目 04 農林水産業費都補助金 5,952 万 6,000 円の減額は、節 01 農業費補助金で 15 万 4,000 円を減額し、説明欄記載の農作物獣害防止対策事業補助金で東京都からの交付決定によるものでございます。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に、節 02 林業費補助金の 295 万 2,000 円の減額につきましては、都補助林道開設事業費補助金の名坂線林道開設工事の額の確定により 358 万 2,000 円を減額とし、次の都補助林道改良（舗装）事業補助金の 63 万円の増額は説明

欄記載の3路線及び事務費の精査により額の確定によるものでございます。

○観光産業課長（天野 成浩君） 次の節 03 水産業費補助金 5,642 万円の減額は、東京都内水面漁業環境活用施設整備事業補助金で、氷川国際釣場駐車場増設工事を予定しておりましたが、入札を行い、開札の結果、入札不調となったことから再入札の手続、工期などを勘案いたしまして、今年度の事業を中止したため減額するものでございます。

次に、目 05 商工費都補助金 656 万 8,000 円の減額は、内訳として、節 01 観光費補助金で 636 万 6,000 円の減額で、説明欄記載の観光施設整備等事業補助金を活用した観光パンフレット、観光ポスター、観光トイレ改修事業の実績を見込み、それぞれ減額するものです。次の節 02 商工費補助金 20 万 2,000 円の減額は、説明欄記載の新元気をさせ商店街補助金で、中元大売り出し事業の交付決定によるものでございます。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に、目 06 土木費都補助金 1,080 万 5,000 円の減額は、次の 14 ページの説明欄記載の4路線の工事請負費、用地買収費による市町村土木補助金の額の確定によるものでございます。

○総務課長（井上 永一君） 次の目 07 消防費都補助金は、総額で 261 万 3,000 円の減額でございます。内訳ですが、節 01 防災費補助金は 130 万円の減額で、特定沿道建築物耐震化促進事業補助金が消防費国庫補助金と同様に、対象建築物の耐震診断及び設計の補助金を補助実績により 40 万円、地域防災組織育成事業補助金につきましては、全額を 17 ページに記載しております諸収入の雑入、コミュニティ助成事業助成金へ組みかえることにより 90 万円の減額となるものでございます。節 02 消防費補助金は、131 万 3000 円の減額で、消防団用防火衣整備事業補助金について消防団用無線機を購入いたしましたが、事業実績により減額となるものでございます。

○教育課長（原島 政行君） 次に、目 08 教育費都補助金 246 万円の減額は、内訳として節 01 教育総務費補助金が 6 万円の増額となります。まず説明欄にあります新しい学校づくり重点支援事業補助金 17 万円の増ですが、この事業は中学校統合により統合後3年間に限り、基本補助率2分の1で支給されるもので、平成 29 年度が最終の年となります。この事業では一般教材備品、空調設備整備、網戸設置工事、生徒用机補修などを行ったもので、補助対象事業の確定により増額するものでございます。

次のコミュニティスクール導入等促進事業は 11 万円の減額で、学校運営協議会の委員報償費等に対して補助率3分の2で支給されるもので、補助金額の確定によるものでございます。次に、節 02 社会教育費補助金 252 万円の減額は、内訳として放課後子供教室推進事業補助金を 2 万円減額するもので、町文化団体連盟へ委託している放課後子供教室推

進事業費の実績によるものでございます。

次のコミュニティ事業助成金 250 万円の減額は、川井園地を整備する工事につき都の補助金を見込んでおりましたが、補助金申請期限後の工事計画だったため皆減するものでございます。なお、園地の整備につきましては、グラウンド整備、トイレ、ベンチの設置をしております。

○総務課長（井上 永一君） 次に、項の 3 都委託金ですが、総務費委託金は 320 万 3,000 円の減額でございます。節 03 統計調査費委託金は 1 万 4,000 円の減額で、工業統計調査費及び就業構造基本調査費の事業費確定によるものでございます。節 05 選挙費委託金は 318 万 9,000 円の減額で、東京都議会議員選挙費及び衆議院議員選挙費委託金について事業執行実績により減額となるものでございます。

○教育課長（原島 政行君） 次に、目 06 教育費委託金の 121 万 3,000 円の増額は、節 01 教育総務費委託金 64 万 2,000 円を減額するもので、説明欄にあります各種事業の実績見込みにより補助金の増額、または減額をするものでございます。

次に、15 ページをお願いいたします。節 02 社会教育費委託金 185 万 5,000 円の増は、水と緑のふれあい館運営に係る東京都負担分によるもので、運営については東京都展示部分は東京都水道局が負担、町展示部分と売店、レストランは町が負担、その他のロビー、事務室及び機械室などは共有部分として東京都が 6 割、町が 4 割の負担で経費を負担しているものでございます。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の款 15 財産収入、項 01 財産運用収入、目 01 財産貸付収入 65 万 6,000 円の減は、内訳としまして、説明欄にございます災害対策用職員住宅の使用料見直しに伴う 72 万 5,000 円の減並びに昨年 11 月に取得しました氷川字登計 836 番地 2 の居宅及び土地について、町有の登記住宅として個人に貸しつけ得た貸家料 6 万 9,000 円となります。

次の目 02 利子及び配当金 46 万 1,000 円の増は、財政調整基金を初めとする説明欄記載の各基金に対する利子の実績見込みによるものです。

次の款 16 寄付金、目 01 一般寄付金 317 万 4,000 円の増は、説明欄記載の各寄付金実績及び見込みによるものでございます。

次の款 17 繰入金、項 02 基金繰入金では、目 01 財政調整基金繰入金が 6,400 万円の減、目 04 公共施設整備基金繰入金が 1,200 万円の減で、いずれも財源不足により、おのおのの基金から取り崩していたものを財源調整によりおのおのの基金に戻し入れをするものです。

○若者定住化対策室長（新島 和貴君） 次に、16 ページをお願いいたします。款 19 諸収入、項 01 延滞金加算金及び過料、目 01 延滞金 1 万 7,000 円の増額は、若者定住応援補助金延滞金の額の確定によるものです。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の項 02、目 01 町預金利子が 3,000 円の減、次の項 04 受託事業収入、目 02 巨樹・巨木林調査データ整備受託収入が 2 万 4,000 円の減、次の目 04 農作物有害鳥獣対策受託収入 30 万 8,000 円の減は、いずれも説明欄記載の各事業の実績によるものでございます。

次の項 05 雑入、目 01 弁償金 7,000 円の増は、身元不明のまま無縁墓地に埋葬された方の所持金を増額計上するものであり、次の目 02 実費徴収金 2,000 円の減は、説明欄記載の各事業の実績によるものでございます。

次に 17 ページをお開きいただきまして、目 04 市町村振興宝くじ収益配分金 300 万 4,000 円の減は、かつてはオータムジャンボ宝くじと呼ばれておりましたが、現在はハロウィンジャンボ宝くじに名称変更となりました宝くじ収益配分金の交付決定通知によるものでございます。

次の目 06 東京都市長会助成金 168 万 5,000 円の減は、台風接近により中止となりました神津島洋上セミナーの事業費減に伴うものでございます。

次の目 07 雑入 233 万 3,000 円の増は、内訳としまして、広告バナー広告収入の実績見込みによる 3 万 3,000 円の増、次の平成 19 年度イベント時賠償保険金 140 万円は、昨日ご決定をいただきました議案第 16 号 損害賠償金の確定に伴い、保険金の受け入れを行うものであり、次のコミュニティ助成事業助成金 90 万円は、14 ページでご説明しました地域防災組織育成助成事業補助金の財源組みかえにより新たに計上するものでございます。

次の款 20、項 01 町債、目 01 臨時財政対策債 2,329 万 4,000 円の減は、後年度の公債費負担の軽減を図るため、発行可能額満額ではなく、減額をして借り入れを行うものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

○議長（師岡 伸公君） お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 20 分から再開いたします。

午前 11 時 02 分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第 18 号の歳出の説明からお願いをいたします。総務課長。

○総務課長（井上 永一君） それでは、一般会計補正予算、歳出の説明に入らせていただきます。補正予算書 18 ページから歳出となりますが、その前に、人件費につきまして総括的に説明をさせていただきます。恐れ入ります、補正予算書の 71 ページ、給与費明細書をごらんください。

71 ページは特別職の給与費明細書でございます。下段の比較の欄をごらんください。職員数欄その他の 47 名の減、その隣のその他委員の報酬 197 万 9,000 円の減額は、消防団員数及び都議会議員、衆議院議員の選挙関係職員数、報酬の実績によるものでございます。

72 ページをごらんください。一般職でございます。上から 3 行目、比較の欄でございますが、職員数の増減はございません。給与費の給料は 169 万 5,000 円の減額、職員手当は 1,291 万 6,000 円の増額で、それぞれ年間所要額を調整したもので、給与費の合計は 1,122 万 1,000 円の増額でございます。

次の共済費は 70 万円の減額となりますが、年間所要額を調整したもので、一般職給与費は合計で 1,052 万 1,000 円の増額となります。

職員手当の内訳は、下段の表のとおり所要見込み額の調整となりますが、退職手当組合負担金が勸奨退職、死亡退職職員により退職手当特別負担金として 1,409 万 6,000 円の増額となっております。退職手当組合負担金につきましては、年間を通じて職員の普通退職時の退職金を見込んで退職手当組合に支出しておりますが、ここで増額となりました退職手当特別負担金は、定年勸奨等の退職者に対して、職責に応じて設定した各区分の点数に基づき、在職期間のうち退職前 240 月分の合計点数を算出し、その合計点数に単価を乗じた額を普通退職分の退職金に加算して支給するもので、在職期間中の職責、能力、業績等を退職手当に反映し、調整額として普通退職金に加算し、支給しているものを通常の退職手当組合負担金のほかに特別負担金として支出するものでございます。

以上で、給与費の説明を終わらせていただきます。

恐れ入ります、18 ページにお戻りください。歳出に入ります。

○議会事務局長（澤本 恒男君） 歳出、款 01 議会費からになります。議会費の総額は 14 万 6,000 円を減額し、9,284 万 3,000 円となります。内訳で、議会事務局費は 6 万 7,000 円の減、不用額となります。議会運営費は 7 万 9,000 円の減ですが、議長交際費は

実績見込みにより 2 万円の増、負担金は 9 万 9,000 円の減、不用額の整理となります。

以上で議会費を終わります。

○総務課長（井上 永一君） 次に、款の 2 総務費でございます。項の 1 総務管理費ですが、目 01 一般管理費は総額で 905 万 6,000 円の増額でございます。内訳ですが、一般管理費の 1,045 万 3,000 円の増額は、報酬は表彰審査委員会の開催実績により 1 万 9,000 円の減額、19 ページをごらんください。給料から共済費までは人件費ですが、職員手当等の 1,318 万 1,000 円の増額は、勸奨退職者等の増加による退職手当特別負担金の増額によるもののほか、所要額の調整によるものでございます。次の旅費から負担金・補助交付金につきましては、事業実績によりそれぞれ減額となるものでございます。次の庁舎管理費は 140 万円の減額となります。需用費の 200 万円の減額は、光熱水費として庁舎電気料の減額によるもの、備品購入費の 60 万円の増額は、現在、文化会館で執務をしている社会教育係を事務の効率化と各係相互の事務補完を図るため、本庁 3 階の教育課と同じフロアに移動するための机、いす、書類保管庫などの備品を購入するものでございます。次の災害対策用職員住宅管理費の 3,000 円の増額は、役務費の建物災害共済保険料で、現在、災害対策用職員住宅として整備をしている大氷川地内の住宅の災害共済保険料でございます。

次の目 03 広報費は 160 万 8,000 円の減額でございます。20 ページをごらんください。賃金は 48 万円の減額で、防災行政用無線放送の臨時職員賃金を、需用費は 70 万円の減額で、広報の印刷製本費を、役務費は 42 万 8,000 円の減額で、プロバイダー接続料、インターネット接続料をそれぞれ実績に基づき減額するものでございます。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の目 06 財産管理費は 224 万 6,000 円の増で、委託料 200 万円の減は、主に 99 年地上権に関する相続・抹消登記等が事業完了したことにより減額するものでございます。次の使用料及び賃借料 80 万円の減は、実績見込みによるコピー機使用料の減です。次の公有財産購入費 504 万 6,000 円の増は、常磐（小留浦）地内奥多摩病院先の奥多摩湖方面への国道右側にあります氷川字小留浦 1,137 番地 3 外 4 筆の個人用地計 410.41 平方メートルを今後の公共用事業等の用地としての活用を見込み、取得するものでございます。

次の目 07 企画費では 669 万 4,000 円の増で、内訳としまして委託料 3 万 4,000 円の減は事業完了による不用額であり、次に 21 ページをお開きください。負担金・補助及び交付金で 672 万 8,000 円の増は、バス路線維持対策費補助金が 675 万 1,000 円の増であり、前年度の最終補正予算では 1,741 万 1,000 円の大規模な増額補正をさせていただきましたが、今回の補正では前年度と比較しまして 1,066 万円の改善が図られております。これに

つきましては、主に鴨沢西線、鍾乳洞線が好調であったことによるものでございます。このことに伴いまして西東京バスへの補助金の総額は5,657万1,000円となります。次の全国過疎地域自立促進活性化連盟分担金は2万3,000円の減で、通知によるものでございます。次の企画事業費8万円の減は、特別旅費を皆減するものでございます。

○総務課長（井上 永一君） 次の目08電子計算費は361万4,000円の減額でございます。電子計算開発費の委託料の減額で、住民基本台帳システムの改修委託費用が実績により減額となるものでございます。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の目09地域振興費、(2)コミュニティ施設整備事業費220万円の減は、原生活館改修事業の契約額の確定に伴う委託料及び工事請負費の不用額となります。

次の目10基金運用費4,046万2,000円の増は、内訳としまして財政調整基金費が3,000円の減、減債基金費が13万6,000円の増で、22ページをごらんください。公共施設整備基金費が26万9000円の増で、いずれも歳入におきましてご説明いたしました利子分を積み立てる金額を実績見込みにより増減するものであり、次の(04)庁舎建設基金費は、利子分が6万円の増及び本補正予算における一般会計全体の収支状況から当初予算で見込めなかった4,000万円を積み増しし、補正後の額を1億10万1,000円とするものでございます。

○総務課長（井上 永一君） 次の目11車両管理費は35万円の増額で、需用費の25万円の増額は、燃料費により庁用自動車燃料代、使用料及び賃借料の10万円の増額は、出張時の有料道路、駐車場使用料の増額によるものでございます。

○地域整備課長（須崎 政博君） 目12交通安全対策費、02交通安全施設等整備事業費の1万6,000円の減額につきましては、道路反射鏡の設置による工事費の額の確定によるものでございます。

○住民課長（原島 滋隆君） 次の目15人権・行政相談費7,000円の減額は、使用見込みにより減額するものです。

次の23ページをお開きください。項02徴税费、目01税務総務費27万円の増額は人件費によるものです。

次の項03戸籍住民基本台帳費10万4,000円の増額は、節03職員手当等15万円と節04共済費4,000円の増額をそれぞれ見込み、節14使用料及び賃借料において複写機の使用見込みにより5万円の減額を見込んだものによるもので、次の目02社会保障・税番号制度費は予算の増減はなく、財源組みかえによるものです。

○総務課長（井上 永一君） 次に、項の4 選挙費となります。23 ページの最下段から24 ページの目03 東京都議会議員選挙費は137万7,000円の減額。25 ページをごらんください。目04 衆議院議員選挙費の181万2,000円の減額は、いずれも選挙執行による不用額でございます。

26 ページをごらんください。項の5 統計調査費となります。目01 基幹統計費は1万8,000円の減額で、内訳は工業統計調査費の1万2,000円、就業構造基本調査費の6,000円の減額は、いずれも事業執行による不用額でございます。

総務費は以上でございます。

○福祉保健課長（清水 信行君） 款03 民生費でございます。項01 社会福祉費、目01 社会福祉総務費では、節01 社会福祉総務費において、一般財源から特定財源に組みかえるもので、予算の増減はございません。02 社会福祉委員費では、費用弁償の不用額を整理し、27 ページをお開き願います。03 民生委員推薦会費では、報酬及び費用弁償について皆減し、04 民生・児童委員協力員事業費では、報償及び事業費について実績に基づき不用額を整理し、05 行旅死亡人取扱費では、歳入の行旅死亡人所持金の増額により、その分の財源を組みかえるもので、予算の増減はなく、06 保護司活動費では、不用額を整理し、07 社会福祉協議会補助事業費では、特定財源の歳入増による財源組みかえで予算の増減はなく、16 少子化・定住化対策事業費では、報償費においておせっかい支援員による結婚支援での成婚奨励金について見込み数を減らしたことで10万円を減額し、需用費では定住応援住宅の光熱水費について実績見込みにより3万円を追加し、負担金・補助及び交付金において保育園保育料助成事業では、入園児童の増加により150万円を追加するものの、ひとり親・多子家庭ごみ処理支援事業以下、中学生制服等支援事業までは、それぞれ説明欄記載の金額について実績に基づき減額するものです。17 地域ささえあいボランティア事業費では、事業費で計上していたパンフレット印刷費について在庫があることから減額し、18 臨時福祉給付金事業費では、職員手当等から負担金・補助及び交付金までは不用額を整理するもので、社会福祉総務費全体で234万4,000円を減額するものです。

目02 老人福祉費です。01 高齢者福祉地域支援事業費では、在宅の高齢者に対し、申請に基づき紙おむつを支給するものですが、実績見込みにより50万円を減額し、04 高齢者緊急通報システム事業費では、機器購入に係る備品購入費について実績に基づき44万円を減額、29 ページをお開きいただきまして、07 高齢者自立支援住宅改修給付事業費から15人にやさしい道づくり整備事業費まで、実績見込みにより不用額を整理し、21 介護保

険事業費では、職員手当及び共済費において所要額を追加し、繰出金において介護給付費では実績見込みにより減額し、地域支援事業繰出金では介護予防・日常生活支援総合事業において利用者の増により追加、包括的支援事業・任意事業及びその他事業では実績見込みにより減額、低所得者保険料軽減繰出金について対象者の確定により減額し、30 ページの 22 後期高齢者医療事業費では、繰出金において広域連合からの通知に基づき、説明欄記載の繰出金について減額、老人福祉費全体では 2,774 万 6,000 円を減額するものです。

目 03 心身障害者福祉費です。01 心身障害者福祉費では、事業費から負担金・補助及び交付金まで実績に基づき、説明欄記載の金額をそれぞれ減額し、31 ページをお開き願います。02 重度障害者見学事業費では、需用費から使用料及び賃借料まで不用額を整理し、03 在宅心身障害者福祉手当給付事業費から 05 町単独精神障害者支援事業費まで、扶助費においてそれぞれ不用額を整理するもので、06 重度身体障害者（児）住宅設備改善等事業費では、歳入における補助金の減額により一般財源に組みかえるもので、予算の増減はなく、08 障害者総合支援事業費では、報酬から扶助費までそれぞれ実績に基づき減額するものですが、扶助費のうち上から 8 項目め及び 13、14 項目めにつきましては、障害者グループホーム入所者及び短期入所利用者の増により増額するものでございます。次の 09 障害者医療事業費では、扶助費において更生医療給付費については、これまでの実績により見込み額を減額し、育成医療給付については、これまで実績がないことから、新規見込み分のみとし、療養介護医療給付費につきましては、利用者の実績に基づき 4 万 8,000 円を追加し、合計では 207 万 2,000 円を減額するものです。33 ページをお開きください。10 障害者地域生活支援事業費では、役務費では、地域活動支援センターで使用していた冷蔵庫のリサイクル料について減額し、委託料では、障害のある方の外出時に手助けをするためのガイドヘルパー事業について実績により 21 万円を追加、備品購入費では、不用額を整理し、扶助費では、日常生活用具給付費の利用者の増により 23 万円を追加するもの、14 高次脳機能障害者支援促進事業費では、需要費を皆減し、15 自殺対策事業費では、報償費においてゲートキーパー養成講座の講師謝礼 1 名分を減額、需用費では説明欄記載のとおり不用額を整理し、16 在宅障害者自立生活サポート事業費では、自立訓練における食材料費を減額し、17 障害者虐待防止対策事業費では、啓発用パンフレット印刷の実績により不用額を整理し、心身障害者福祉費全体で 1,086 万 7,000 円を減額するものです。

34 ページをお願いいたします。目 04 福祉会館費では、修繕費及び委託料において不用額を整理するもので、それぞれ放送機器の修繕、建物維持補修調査業務の契約金の確定に

よるもので、福祉会館費全体で 42 万 3,000 円を減額するものです。

項 02 児童福祉費です。目 01 児童福祉総務費では、01 児童福祉総務費で、人件費の調整で職員手当を 20 万円追加するもの、02 児童福祉費では、委員報償費について減額し、備品購入費において新たに子ども・子育て会議設置に係る公印購入費を追加し、03 ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業費では、委託料において実績により減額し、償還金・利子及び割引料において前年度補助金の返還金を追加するものです。35 ページをお開き願います。04 ひとり親家庭医療費助成事業費では、委託料において見込みにより追加し、07 乳幼児医療費町単独助成事業費では、扶助費において見込みにより減額するもので、児童福祉総務費全体では 3,000 円を追加するものです。

目 02 児童措置費です。01 保育所措置費では、委託料において子ども・子育て支援新制度に伴う公定価格の変更及び加算項目の追加により、氷川保育園で 1,648 万 8,000 円、古里保育園で 260 万円をそれぞれ追加するもので、負担金・補助及び交付金では、歳入でもご説明いたしましたが、子どもと子育て家庭に対する安心・安全確保対策支援事業補助金として、町内の保育所等の安全・安心対策用備品等の購入に対する補助事業のため 38 万円を追加するものです。償還金・利子及び割引料では、平成 28 年度に交付された子どものための教育保育給付費国庫負担金及び都負担金について、交付金の額の確定に伴う返還金として、合わせて 454 万 2,000 円を追加し、02 児童手当費では、償還金・利子及び割引料で前年度の補助金の確定により 18 万 8,000 円を追加、03 児童育成手当費では扶助費において育成手当及び障害手当について、それぞれ対象者数の見込みにより減額し、償還金・利子及び割引料では、前年度の補助金の確定により 10 万 3,000 円を追加、児童措置費全体で 2,324 万 2,000 円を追加するものです。

目 03 児童健全育成事業費では、01 放課後児童健全育成事業費において、委託料では学童保育指導員の増員により 37 万 9,000 円を追加、備品購入費では、不用額を整理し、児童健全育成事業費全体では 34 万 9,000 円を追加するものです。

目 04 子ども家庭支援センター事業費では、01 子ども家庭支援センター事業費において、報償費では、子育てサロン講師謝礼等の不用額を減額し、事業費では、不用額を減額、委託料では、センター内の事務用複合コピー機の保守委託料について実績により 10 万円を追加、償還金・利子及び割引料では、前年度都補助金の確定により返還金 6 万 4,000 円を追加し、37 ページをお開きください。02 ファミリーサポートセンター事業費では、委託料において相談員委託料について実績により減額、償還金・利子及び割引料では、前年度の都補助金の額の確定により返還金 3 万 2,000 円を追加し、03 病後児預かり事業費では、

負担金補助及び交付金において実績に基づき減額するもので、子ども家庭支援センター事業費全体で22万4,000円を減額するものです。

○住民課長（原島 滋隆君） 次の項03国民年金費は10万円の増額を職員手当の使用見込みにより計上するものです。

以上で、款03民生費の説明を終わります。

○福祉保健課長（清水 信行君） 款04衛生費です。目01保健衛生総務費、01保健衛生総務費では、職員人件費のうち、共済費において所要額を調整し、委託料では、難病医療相談員の勤務実績により16万5,000円を減額、02保健福祉センター管理費では、需用費で保健福祉センター用封筒印刷代の不用額を整理し、光熱水費では、電気料、水道使用料及び下水道使用料について、それぞれ実績により、合わせて129万7,000円を減額、役務費では、センター電話料について実績により減額し、使用料及び賃借料では、コピー機使用料について実績により減額し、工事請負費では、センター空調機の工事契約の確定により減額、備品購入費では、地域における保健師活動時に使用するスクリーン購入費の不用額を整理し、06休日歯科応急診療事業費では、都補助金の確定による財源組みかえで予算の増減はなく、07犬の登録と予防接種事業費では、需用費において不用額を整理するもので、保健衛生総務費全体では210万1,000円を減額するものです。

目02予防費、01健康づくり推進事業費では、報酬では、健康づくり推進協議会の委員報酬について不用額を減額し、39ページをお開き願います。報償費において実施を予定していた講演会講師謝礼について11万8,000円を減額するもの、旅費では、先ほどの委員報酬及び保健推進員さんの全体会出席者数が確定したことから不用額を整理し、負担金・補助及び交付金では、各自治会の保健推進員の皆様の活動事業の実施見込みにより20万円を減額するものです。03感染症予防対策事業費では、高齢者インフルエンザ予防接種及び肺炎球菌ワクチン接種においてそれぞれ実績見込みにより、合わせて11万8,000円を減額し、04定期予防接種事業費では、委託料で当初見込んでおりました乳幼児等への法定予防接種委託料について実績に基づく見込みにより減額し、05結核予防対策事業費では、検診受診者数の見込み減により減額、08健康増進法保健事業費では、役務費では、がん検診等の受診通知に係る郵券代について実績に基づき減額するもの、委託料では説明欄記載の各種がん検診、肝炎ウイルス検査、成人歯科検診の受診者数の減及びヘルシー体操に従事している健康運動指導士による健康事業の実績に基づく減額等により、合わせて351万3,000円を減額、10骨粗鬆症予防対策事業費では、受診者数の見込み減により減額し、11健康相談事業費では、需用費で、血液検査用品及び栄養指導時の食材

料費について実績により減額、役務費では、携帯電話等の回線料について実績に基づき減額し、12 食育推進事業費では、報償費で、料理講習会講師謝礼を実績により減額、需用費では、料理講習会時の食材料理費について不用額を整理し、役務費でも講習会時の保険料について不用額を整理するものです。13 生活習慣病等予防事業費では、都補助金の確定による財源組みかえで予算の増減はなく、予防費全体では 638 万 8,000 円を減額するものです。

目 03 母子保健事業費です。41 ページをお開きください。01 1 歳 6 カ月児健康診査事業費から 42 ページ、17 未熟児養育医療事業費まで、実績によりそれぞれ説明欄記載のとおり減額するものですが、08 5 歳児健康診査事業費、13 乳幼児歯科相談・歯科健診事業費、17 未熟児養育医療事業費につきましては、それぞれ都の補助金の確定による財源組みかえを行うもので、予算の増減はなく、これら母子保健事業費全体では 120 万円を減額するものです。

○住民課長（原島 滋隆君） 次の目 04 環境衛生費 13 万 9,000 円の増額は、01 環境衛生総務費において節 02 給料から節 04 共済費まで人件費による増額 28 万 5,000 円と、節 15 工事請負費 10 万円の減額を見込み、次の 03 生活排水対策事業費で節 11 需用費において、雑排水直接浄化施設の閉鎖により、光熱水費 4 万 6,000 円の減額を見込んだことによるものです。

次の 43 ページをお開きください。項 02 清掃費、目 02 塵芥処理費は 622 万 7,000 円の減額を見込むもので、01 ごみ処理事業費では、節 11 需用費は、燃料単価の改定により 12 万 5,000 円の増額を見込み、節 19 負担金・補助及び交付金において西秋川衛生組合負担金の確定により 635 万 2,000 円の減額を見込んだことによるものです。次の目 03 し尿事業費 1 万 3,000 円の減額は使用見込みにより、節 11 需用費の減額を見込むものです。

以上で、款 04 衛生費の説明を終わります。

○観光産業課長（天野 成浩君） 次に、款 06 農林水産業費でございます。項 01 農業費、目 01 農業推進協議会費 50 万 8,000 円の減額は、節 01 報酬及び節 09 旅費で、説明欄記載の委員報酬、費用弁償及び職員旅費を実績見込みにより減額するものです。次の 44 ページをお願いいたします。節 13 委託料 8 万 5,000 円の減額と、節 14 使用料及び賃借料 25 万 3,000 円の減額は、農地台帳システムを既存のパソコンシステムに移行ができたこと、保守管理、リース料が発生しなくなったことから皆減するものでございます。

次に、目 02 農業総務費 1,108 万 2,000 円の減額は、内訳として 02 農作物有害鳥獣対策事業費、63 万円の減額は、節 09 旅費 5 万 3,000 円は不用額でございます。次の節 13 委

託料 46 万円の減額は、説明欄記載の猿のGPS警戒システム整備費、機材整備の費用で、実績見込みによるものです。雲取山周辺のシカ被害対策委託の実績に伴い、30 万 8,000 円を減額するものです。次の節 19 負担金・補助及び交付金 11 万 7,000 円の減額は、山葵田防護網設置事業補助で、実績により減額するものです。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に、03 簡易給水施設管理費の 1,045 万 2,000 円の減額につきましては、15 工事請負費で、5 施設のうち峰・奥地区の水道施設の維持補修工事を行い、栃寄浄水場のろ過機の更新工事では、当初膜ろ過施設を予定していましたが、現場の作業スペースと機器の搬入等を再度検討した結果、膜ろ過と同等の機能を有し、コンパクトな機器を選定したことで不用額とするものでございます。

○観光産業課長（天野 成浩君） 次に、目 03 農業振興費 214 万 5,000 円の減額は、次の 45 ページをお願いいたします。内訳として 01 農業振興総務費 66 万 3,000 円の減額は、節 07 賃金 10 万 9,000 円の減額で、山葵塾講師賃金によるものと、節 12 役務費 5 万円の減額は、食肉検査手数料を見込み、次の節 13 委託料 50 万 4,000 円の減額は、小丹波地区の山葵田調査業務委託の実績見込みにより減額するものでございます。次の 03 町農林業等振興事業費 133 万 9,000 円の減額は、節 01 報酬 3 万 9,000 円の減額と節 19 負担金・補助及び交付金では予定しておりました振興事業補助金が本年度は規模を縮小して事業を実施したことから申請がなかったことということで皆減するものでございます。次の 04 体験農園管理運営事業費 14 万 3,000 円の減額は、節 07 賃金 6 万円の計上は、日帰り農園整備のための賃金を見込み、節 11 需用費 10 万 7,000 円の減額は、ふれあい農園絵図印刷のための 4 万 3,000 円を増額し、光熱水費では、電気水道料実績により 15 万円を減額するものです。次の節 15 工事請負費 3 万 6,000 円の減額は、ラウベ 3 棟の外壁塗装工事が完了したため不用額となったものでございます。節 16 原材料費 6 万円の減額は、苗代等の実績見込みにより減額するものでございます。

46 ページをお願いいたします。項 02 林業費、目 01 林業総務費 4 万 5,000 円の減額は、節 09 旅費で人件費の調整によるものでございます。

次に、目 03 森林費 182 万円の減額は、内訳として 01 森林保全・活用総務費 194 万 9,000 円の減額で、節 02 給料から節 04 共済費までの減額は人件費の調整によるものでございます。節 07 賃金 173 万 1,000 円の減額は、森林保安員の実績により見込むものでございます。次の 05 森林セラピー事業費 12 万 9,000 円を増額は、おくたま地域振興財団看板設置工事を見込むもので、財団事務所が役場庁舎地下 2 階にあることから、利用者に案内周知をするため、役場庁舎外壁 JR 側に看板を設置し、庁舎正面玄関通用口に明示する

ものでございます。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に、目 04 林道治山費 914 万 5,000 円の減額につきましては、01 林道維持管理費では、節区分の 13 委託料及び次の 47 ページの 14 使用料及び賃借料は、1 月 2 月に 2 度の積雪で除雪対応したことによるものと、今後の降雪を想定し、除雪対応に係る諸費用を増額するもので、次の 15 工事請負費では額の調整のみで補正はございません。次に、02 都補助林道開設事業費 925 万 3,000 円の減額は、節区分 11 需用費から 22 補償・補填及び賠償金は額の確定により不用額とするものですが、15 工事請負費で、名坂線林道開設工事の額の確定による不用額が主なものでございます。次に 03 都補助林道改良（舗装）事業費 69 万 2,000 円の減額は、13 委託料で説明欄記載の 3 路線の額の確定によるもので、48 万 3,000 円を減額とし、次の 15 工事請負費は説明欄記載の 3 路線の本体工事及び附帯工事の額の確定により 20 万 9,000 円を減額とするものでございます。

○観光産業課長（天野 成浩君） 48 ページをお願いします。項 03 水産業費、目 01 水産業総務費 7,420 万 2,000 円の減額は、内訳として 01 水産業総務費 9 万 4,000 円の増額は、節 03 職員手当等、節 04 共済費の人件費の調整によるものです。

次の 02 内水面漁業環境活用施設整備事業費 7,429 万 6,000 円の減額は、節 13 委託料 847 万円の減額は、事業費確定に伴う不用額によるものと、節 15 工事請負費 6,582 万 6,000 円の減額は、説明欄記載の氷川国際釣場駐車場増設工事が入札不調により 5,500 万円の皆減、附帯工事 100 万円の皆減、栃寄養魚池給水バルブ取替工事は契約差金により 684 万 8,000 円の減額、以下の事業は実績見込みにより、それぞれ減額するものでございます。

以上で、款 06 農林水産業費の説明を終わります。

○議長（師岡 伸公君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 異議なしと認めます。よって、午後 1 時から再開いたします。

午前 11 時 59 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第 18 号の歳出、款 07 商工費から説明願います。観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） それでは 48 ページをお開きください。款 07 商工費で

ございます。項 01 商工費、目 01 商工総務費 45 万 4,000 円の減額は、内訳として 02 商工振興費 44 万 7,000 円の減額は、節 19 負担金・補助及び交付金 44 万 7,000 円の減額で、説明欄記載の中小企業退職共済掛金補助金 17 万 8,000 円の減額、中元大売り出し補助金 26 万 9,000 円の減額をそれぞれ実績により見込むものです。

次に、49 ページをお願いいたします。03 小口事業資金融資事業費でございます。7,000 円の減額は、節 01 報酬、節 09 旅費は実績確定による不用額でございます。節 19 負担金・補助及び交付金は、利子補給 100 万円の減額で、保証料補助金 100 万円の増額は、それぞれ実績により見込むものでございます。

次は、項 02 観光費です。目 01 観光総務費 1,159 万 4,000 円の減額は、内訳として 01 観光総務費 1,086 万 8,000 円の減額は、節 09 旅費で 25 万 6,000 円の減額、節 11 需用費 248 万 6,000 円の減額は、食料費の皆減、パンフレット等印刷物の費用確定により減額をするものです。次の 50 ページ、節 19 負担金・補助及び交付金 812 万 6,000 円の減額は、主に小河内振興財団補助金確定見込みにより 800 万円を減額、そのほかは負担金決定によるものでございます。次の 05 観光施設等整備基金費 22 万 2,000 円の減額は、歳入でご説明いたしました使用料及び利子の減額を見込むものでございます。次の 06 花の里づくり事業 50 万 4,000 円の減額は、助成金及び補償費ともに事業実績に伴うものでございます。

次に、目 02 観光施設費 155 万 6,000 円の増額は、内訳として 01 観光施設維持管理費 343 万 6,000 円の増額は、節 11 需用費 70 万円の増額で、トイレトペーパー、清掃用具等の消耗品を 5 万円増額し、そのほか光熱水費では、水道及び電気料で使用量が多くなったことから 65 万円を増額するものでございます。次の節 12 役務費 32 万 1,000 円の減額は実績見込みにより通信運搬費等及び火災保険料の減額を見込むものです。51 ページをお願いいたします。節 13 委託料 325 万 7,000 円の増額は、町内 20 カ所の観光公衆トイレ総合清掃委託費 299 万 9,000 円の増額を、清掃研修委託費は 20 万円を皆減し、新たに特定報告が必要な建物として鳩の巣荘建築設備定期検査等報告業務を 45 万 8,000 円計上するものでございます。次の節 18 備品購入費 20 万円の減額は、清掃専用車両及び機材設備の購入が完了したものでございます。

次に、02 観光施設整備事業費 188 万円の減額は、森林資源を活用した観光振興森林整備業務委託と観光公衆トイレ改修設計委託の事業の完了見込みによるものでございます。

以上で、款 07 商工費の説明を終わります。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に、款 08 土木費、項 01 土木管理費、目 01 土木総務費 1,018 万 2,000 円の減額につきましては、01 土木総務費の 11 需用費で町が管理して

いる街路灯の電気使用料が増となったことで8万円を増額するもので、次に 03 登記事務費の20万円の増額は、主に12 役務費で土地の取得に伴う遺産分割協議書等の登記資料作成にかかわる手数料が増したことにより増額するもので、次の52 ページの13 委託料では、額の調整のみで補正はございません。

次に、05 道路台帳整備事業費の11万2,000円の減額につきましては、道路台帳補正作業委託料の契約額の確定によるもので、不用額とするものでございます。

次に、07 地籍調査事業費1,035万円の減額は、白丸地区地籍調査委託等における契約額の確定により不用額とするものでございます。

次に、款08 土木費、項02 道路橋梁費、目01 道路維持費250万円の増額は、主に13 委託料と14 使用料及び賃借料で、積雪時の対応における委託料と除雪車賃借料を増額するものでございます。

次に、目02 道路新設改良費7,516万2,000円の減額につきましては、01 都補助道路新設改良事業費で3,932万8,000円の減額は、13 委託料及び次の53 ページの15 工事請負費は、説明欄記載の各路線のそれぞれの額の確定によるもので、17 公有財産購入費の487万8,000円の減額は、説明欄記載の坂下中井戸線及び松葉穴沢線における用地交渉の結果、買収分の契約額が確定したことによるもので、次の22 補償・補填及び賠償金については、地権者との調整により代替地の駐車場の計画の見直しが必要となり、農地転用の事務手続も必要となったことで、次年度に検討するため、不用額とするものでございます。

次に02 町単独道路新設改良事業費3,583万4,000円の減額につきましては、主に13 委託料及び15 工事請負費で、説明欄記載の各路線のそれぞれの額の確定によるもので、次の22 補償・補填及び賠償金の10万円の増額は、大丹波秩父線改良工事に伴い、立木補償が発生したことによるものでございます。

次に、目04 橋梁新設改良費につきましては、53 ページから54 ページにかけてお願いいたします。15 工事請負費では、長寿命化計画に基づき実施しています寸庭橋補修工事の額の確定により500万円を減額するものでございます。

次に、款08 土木費、項04 住宅費、目01 住宅管理費、01 住宅管理費3万9,000円の増額は、09 旅費で、旅費の調整により増額で、11 需用費では、管理している住宅の共用部分の街灯の電気料を増額とし、次の18 備品購入費では、奥多摩町特定空家等認定審査会の運営を行うために必要なことから、公印を作成するために増額するものでございます。

次に、目02 住宅建設費277万3,000円の減額につきましては、01 住宅建設事業費34万6,000円の減額は、13 委託料の説明欄記載で空家活用業務委託の減額は、今年度実績

及び今後の業務委託件数の精査によるもので、宅地分譲業務の減額は、当初計画の予定の見直しに伴い、用途変更することで230万円を減額とするものでございます。次に15工事請負費の26万8,000円は、町営小河内住宅改修工事の額の確定により不用額とするものでございます。次に、17公有財産購入費222万2,000円の増額につきましては、説明欄記載の小丹波（高畑）地内住宅用地買収費は、定住促進用地購入に伴い、定住促進基金から先行取得したことにより、買収費の基金戻し入れにより増額するものでございます。

次に、55ページをお願いいたします。02小丹波地内若者住宅建設事業費139万9,000円の減額につきましては、13委託料で小丹波地内の南ノ原、桜久保、宮ノ下にかかわる測量設計については、それぞれを額の確定により不用額とするものでございます。

次に、03大丹波地内若者住宅建設事業費2万8,000円の減額につきましては、13委託料の実績及び工事監理のそれぞれの委託業務については、額の確定により不用額とするものでございます。

次に、04氷川地内若者住宅建設事業費100万円の減額につきましては、13委託料の実設計委託は、額の確定により不用額とするものでございます。

次に、款08土木費、項05下水道費、目01公共下水道費700万円の増額は、下水道特別会計繰出金の確定により増額するものでございます。内容につきましては、下水道事業特別会計の補正予算でご説明を申し上げます。

以上で、土木費の説明を終わります。

○総務課長（井上 永一君） 次に、款の9消防費です。目02非常備消防費は356万5,000円の減額でございます。内訳ですが、非常備消防総務費は4,000円の増額で、職員普通旅費によるもの、56ページをごらんください。消防団費は356万9,000円の減額ですが、報酬は100万円の減額で、当初予算では条例定数の315名で計上しておりました消防団員報酬を実団員数である280名にすることによる減、需用費の燃料費は5万円の増額で、ポンプ自動車及び積載車の燃料費の増によるもの、役務費の3,000円の増額は、消防車自賠責保険料の増、使用料及び賃借料の4万8,000円の増額は、ここで班長以上に配付いたしましたデジタル簡易無線機105台の電波利用料を計上したもの、備品購入費の269万5,000円の減額は、デジタル簡易無線機の購入費用の実績によるもの、公課費の2万5,000円の増額は、消防車の重量税の増額によるものでございます。

次の目04防災費は120万円の減額で、負担金・補助及び交付金で、歳入でご説明申し上げました緊急輸送道路として指定されている国道411号線の沿道に建築されている建物のうち、地震発生時の倒壊等により道路をふさぐ可能性のある建物の耐震化を実施するた

めの耐震診断及び設計の補助金について実績により減額するものでございます。

以上で、消防費の説明を終わります。

○教育課長（原島 政行君） 次に、款の10 教育費でございます。項01 教育総務費、目01 教育委員会費でございますが、節09 旅費1万円の減、及び57 ページ、節19 負担金・補助及び交付金1万6,000円の減は、見込み及び決定額によるものでございます。

次の目02 事務局費5万円の減は、内訳として事務局費の複合機使用料と教育文化振興基金費の巨樹画集頒布代積立金の見込みにより減額をするものでございます。

次の目03 教育指導費251万4,000円の減は、教育指導費の節07 賃金として説明欄記載の教育支援員賃金を100万円減、学校図書館支援員賃金を50万円減するもので、いずれも勤務実績によるものでございます。また、節08 報償費につきましても、就学支援委員会報償5万5,000円の減、外国語活動指導補助員報償3万円の減、学校運営協議会委員報償4万円の減、いずれも実績により減額をするものでございます。次に、節11 需用費の消耗品1万6,000円の増額は、発達検査用記録用紙を購入するものでございます。次に、58 ページをお願いいたします。節14 使用料及び賃借料18万8,000円の減につきましても、古里小学校パソコンサーバ使用料が13万円の減、奥多摩中学校パソコン教室機器使用料が5万8,000円の減、いずれも実績により減額するものでございます。また、節18 備品購入費につきましても書籍を6,000円減するものでございます。節19 負担金・補助及び交付金65万1,000円の減は、言語能力向上推進事業補助金として50万1,000円減しますが、この事業費は当初より計上しておりましたが、都補助事業が平成28年度で終了し、その決定が当初予算を組んだ後に通知があったことから、平成29年度の事業が行えませんでしたので、皆減をするものでございます。また、オリンピック・パラリンピック教育推進校事業補助金15万円の減は、古里小学校では講師を招いての卓球体験、氷川小学校ではバスケット選手による講演と一輪車などの消耗品の購入、奥多摩中学校では、車椅子バスケットの選手講演などが行われたオリンピック教育推進校事業に係る補助金となり、実績により減額をするものでございます。

次に、私立幼稚園等保護者負担軽減事業費補助金6万円の減につきましても実績によるものでございます。

次に、項02 小学校費、目01 学校管理費105万6,000円の減は、小学校管理費として56万7,000円を減額するもので、節14 使用料及び賃借料で、小学校で使用しているパソコンの使用料を50万7,000円の減、節16 原材料費で6万円の減となります。次に59 ページをお願いいたします。小学校管理費の節12 役務費10万円の減、節14 使用料及び賃

借料5万円の減、次の氷川小学校管理費、節12 役務費10万円の減、節14 使用料及び賃借料17万9,000円の減、節18 備品購入費6万円の減につきましては、見込み及び決定により減額をするものでございます。

次に、目02 教育振興費4万4,000円の増額は、小学校教育振興費の節14 使用料及び賃借料において、古里小学校の新入生のうち、大丹波地区の児童は入学当初の給食のない1週間及び臨時に早く返すときに適当なバスがないため、下校時の安全性を考慮し、京王自動車に委託し、タクシーで送迎している賃借料につきまして2万円を減するものでございます。節19 負担金・補助及び交付金の遠距離通学費補助金の実績により15万3,000円の増となります。交流学习補助金、移動教室補助金、宿泊体験学習補助金は実績により減、卒業アルバム補助金は実績により増となります。

次に、目03 学校建設費1,488万4,000円の減は、節13 委託料が60ページにかけて歳入で説明させていただきました古里小学校水道直結化工事の監理業務委託が72万6,000円の皆減、氷川小学校体育館非構造部材耐震化設計業務委託は、契約実績により4万3,000円の減となります。節15 工事請負費1,411万5,000円の減は、小学校補修工事で、不用額として61万5,000円の減、古里小学校水道直結化工事は、監理業務委託と同様に皆減するもので、1,350万円となります。

次に、項03 中学校費、目01 学校管理費の中学校管理費50万8,000円の減と奥多摩中学校管理費26万4,000円の減は、60ページから61ページにかけてそれぞれ実績、または見込みによるものでございます。

次に、目02 教育振興費58万8,000円の減は、内訳としまして、中学校教育振興費が14万円の減、奥多摩中学校教育振興事業費が62ページにかけて44万8,000円の減、いずれも実績によるものでございます。次に、節03 学校建設費7万7,000円の減は、FF暖房機撤去、トイレ・階段手すり設置、防火シャッター危害防止装置設置など、工事の不用額となっております。

次に、項04 給食費、目01 給食管理費27万2,000円の減でございますが、節01 報酬は、学校給食センター運営委員報酬として3万4,000円の減、節03 職員手当等1万8,000円の減は人件費、節07 賃金16万2,000円の減は、臨時職員の勤務実績により、節11 需用費のうち修繕費5万1,000円の増は、電気フライヤーの老朽化により修繕をするもの、節12 役務費は、63ページにかけて、実績及び見込みにより6万4,000円の減、節13 委託料3万2,000円の減は、厨房から排水に含まれている油や残飯を一時的にためておく装置のことをグリストラップといいまして、その清掃委託料を実績により減額するものでござい

ます。節 18 備品購入費は、不用額として 1 万 3,000 円を減するものでございます。

次に、項 05 社会教育費、目 01 社会教育総務費 196 万 2,000 円の減は、社会教育総務費として、節 01 報酬 15 万 7,000 円の減は、社会教育委員の報酬支払い見込みとして、節 03 職員手当等、04 共済費は人件費、節 07 賃金 7 万 9,000 円の増は、臨時職員の勤務実績及び見込みによるものでございます。節 08 報償費 11 万 1,000 円の減は、64 ページにかけて講習会等謝礼の実績により減、節 09 旅費 2 万 6,000 円の減は、各種事業の不用額となっております。

次に、教育文化振興事業費 213 万円の減は、海外派遣事業負担金として 203 万円の減、これは国際的視野を持つ人材育成を図るとともに、その交流体験を生かし、次代を担うリーダーの養成を図ることを目的に実施してきました中学生等の海外派遣事業で、平成 29 年度は 7 月 24 日から 8 月 5 日までの 13 日間の日程で、オーストラリアゴールドコーストのコモンウェルスゲームズ関連施設の見学を含め、中学生等 10 名の派遣人員で実施しました。募集人員は 15 名でしたが、参加者が 10 名でしたため、不用額を減額するものでございます。また、芸術・文化振興事業助成金 10 万円の減は、助成申請がなかったことから皆減するものでございます。

次に、文化会館管理費 25 万 8,000 円の増は、光熱水費及び電話料の支払い見込みによるものでございます。

次に、目 02 青少年対策費 187 万 3,000 円の減は、節 01 報酬で、青少年問題協議会委員報酬が実績により 1 万 3,000 円の減、節 07 賃金が 4 万 5,000 円の減、65 ページをお願いいたします。節 09 旅費 1 万円の減は、青少年問題協議会時の委員費用弁償、節 13 委託料 3 万円の減は、文化団体連盟へ委託し開催する夏休み子ども体験教室によるもの、節 14 使用料及び賃借料 3 万円の減は、小学生スキー教室開催のためのバス借上料、節 19 負担金・補助及び交付金 174 万 5,000 円の減は、昨年 8 月に予定していた神津島洋上セミナーが台風の影響により中止となったことから減額するものでございます。

次に、目 03 文化財保護費 426 万 3,000 円の減は、文化財保護事業費として、節 08 報償費は、小河内神社の例大祭の日に水と緑のふれあい館において出演をお願いしている謝礼の減額と、古文書研究会において古文書講習会を開催する予定でしたが、開催することができなかったことから皆減をするものでございます。また、節 11 需用費のうち、食糧費、印刷製本費、光熱水費は見込みにより減、節 13 委託料は、実績により減しましたが、特に古文書目録作成業務委託につきましては 2 名分を委託していたものを 1 名の委託としましたので、200 万円を減額するものでございます。次に、66 ページの節 19 負担

金・補助及び交付金ですが、指定文化財等整備事業補助金が境獅子舞装備品修理として81万円の減、カモシカ保護行政担当者等会議負担金が1万1,000円の減となっております。

次に、目04水と緑のふれあい館事業費158万3,000円の減は、節11需用費から67ページの節19負担金・補助及び交付金までは、支払い見込みや実績により減をするものでございます。なお、節22補償・補填及び賠償金200万円の増額は、歳入の計上や昨日の定例会の議案第16号において議決いただきました水と緑のふれあい館において、平成19年11月25日に起きた事故に対する賠償金を相手方に支払うものでございます。

次に、目05図書館費13万2,000円の減、目06美術館費149万1,000円の減、68ページの目07森林館費34万6,000円の減は、それぞれ実績及び支払い見込みによるものでございます。

69ページをお願いいたします。項06保健体育費、目01保健体育総務費110万3,000円の減は、節08報償費は、各種講師謝礼を17万5,000円の減、節09旅費は、スポーツ推進委員の費用弁償として4万7,000円の減、節13委託料は、平成29年10月に開催した歩く大会の運営を体育協会へ委託した実績と、平成29年11月に開催した加藤旗争奪駅伝大会記録計測業務委託の実績として78万2,000円の減でございます。節19負担金・補助及び交付金は、都民体育大会、東京都市町村総合体育大会、ニュースポーツ講習会などの実績により9万9,000円を減するものでございます。

次に、目02体育施設費196万7,000円の減は、学校開放事業として5万8,000円の減、70ページとなりますが、社会体育施設維持管理費として166万4,000円の減、総合運動場維持管理費として24万5,000円の減は、いずれも支払い見込みや実績による不用額でございます。

以上で、教育費の説明を終わります。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の款12公債費は、長期債元金償還費で、歳出の額の変更はなく、財源組みかえを行うものです。

次の款14予備費の50万6,000円の減は、財源調整によるものです。

次に、ページが飛びますが、73ページをお開きください。継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書でございます。この調書は5ページ第2表原生活館改修事業の継続費補正に伴うもので、補正後の原生活館改修事業の財源内訳を含めた全体計画及び年度別支出予定額並びに年度別の進捗率等が記載してございます。

全体計画は2カ年の継続費で変わらず、年割額が、契約額確定に伴って、それぞれ減額されておりますが、財源は一般財源で変更はありません。また、表の一番右の継続費の総額に対する進捗率の欄が額の変更に伴いまして、平成29年度が当初の40%から39.7%に、平成30年度が当初の60%から60.3%にそれぞれ変更となっております。

最後に、74ページをお開きください。町債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。この調書につきましては、今回の補正予算のうち、6ページの第3表町債補正及び17ページの款20町債で説明しました臨時財政対策債の補正後の予算額1億円を反映したもので、表頭では中ほど当該年度中増減見込み額のうち、当該年度中起債見込み額の欄、表側では臨時財政対策の欄の交差したところに補正後の当該金額1億円が記載されております。したがって、当該年度末の現在高、見込み額も今回の補正で減額しました2,329万4,000円が反映された額となっております。

以上をもちまして、議案第18号 平成29年度奥多摩町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、議案第18号の説明は終わりました。

次に、議案第19号及び議案第20号についての説明を求めます。観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） それでは、議案第19号 平成29年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

5ページをお開きください。歳入となります。款01使用料及び手数料、項01使用料、目01森の家使用料63万円の減額は、台風など荒天に伴う宿泊利用者の減額によるものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

次に、6ページをお願いいたします。歳出となります。款01総務費、項01利用管理費、目01一般管理費5万7,000円の増額を見込むもので、内訳として、節03職員手当等10万7,000円の増額は、人件費の調整によるものです。後ほど給与明細でご説明いたします。次の節07賃金5万円の減額は、臨時職員の賃金の実績によるものです。次に、項02事業費68万7,000円の減額は、内訳として、節09旅費は、宿泊研修が台風により中止となったことから2万5,000円を減額し、節11需用費9万円の減額は、説明欄記載の消耗品で、融雪剤の購入のめどが立ったことから53万円の減額、光熱水費は電気料の実績見込みにより6万円の減額、修繕費50万円の増額は、浴室暖房機2台の修繕を見込むものです。節12役務費8万4,000円の減額は、車両管理諸費用7万円の減額、自動車損害共済保険

料 1 万 4,000 円の減額によるものです。節 13 委託料 82 万 4,000 円の減額は、説明欄記載の健康診断委託から送迎バス運行業務委託までの実績見込みによるものです。次の 7 ページをお開きください。節 14 使用料及び賃借料 23 万円の減額は、事務機器の電話のリース料とコピー機使用料は、それぞれ実績見込みにより減額を見込み、次の節 18 備品購入費 56 万 6,000 円の増額は、高圧洗浄機や小型チェーンソーなどの備品購入を見込むものです。

次に、8 ページをお願いいたし給与明細書です。上段の総括表をごらんください。表の一番下、比較の欄の給与費、左から 3 つ目、職員手当 10 万 7,000 円の増額は、下段の職員手当の内訳、各種手当のうち、扶養手当 10 万円、地域手当 7 万円の増額を見込み、上の表にお戻りください。給与費合計 10 万 7,000 円の増額を、1 つ飛んで、合計で 10 万 7,000 円の増額を見込むものでございます。

以上で、議案第 19 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 20 号 平成 29 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明申し上げます。

5 ページをお開きください。歳入となります。款 01 使用料及び手数料、項 01 使用料、目 01 野営場使用料 140 万円の減額は、天候不良に伴う宿泊者の減少によるものでございます。

次の款 03 諸収入、項 01、目 01 預金利子 3,000 円の減額は、実績見込みにより、次の項 02 雑入、目 02 実費徴収金 49 万 7,000 円の減額は、天候不良に伴うクラフト利用者の減少によるものです。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、6 ページをお願いいたします。歳出でございます。款 01 総務費、項 02、目 01 利用管理費は、総額 190 万円の減額を見込むもので、節 11 需用費において、消耗品ではマイクロバスの老朽化に伴う入れかえによりスタッドレスタイヤとオイルのセットを購入するため 32 万円の増額を、光熱水費では電気料を実績により 53 万 5,000 円を減額し、修繕費は実績見込みにより 79 万円を減額するものです。次の備品購入費 89 万 5,000 円の減額は、購入実績に伴う不用額でございます。

以上で、議案第 20 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、議案第 19 号及び議案第 20 号の説明は終わりました。

次に、議案第 21 号から議案第 23 号までについての説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） それでは、初めに議案第 21 号 平成 29 年度奥多摩町

国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。歳入でございます。款01国民健康保険税、目01一般被保険者国民健康保険税は203万2,000円を増額し、1億1,546万3,000円とするもので、医療給付費滞納繰越分は122万8,000円の増、後期高齢者支援金分滞納繰越分は36万5,000円の増、介護納付金滞納繰越分は43万9,000円を増額をするものですが、これは28年度から29年度にかけて繰り越した滞納分の徴収額見込みが当初予算における見込みよりも増額したためでございます。

次の目02退職被保険者等国民健康保険税は、退職被保険者の減により136万7,000円を減額し、201万2,000円とするもので、医療給付費現年課税分77万7,000円の減、後期高齢者支援金分現年課税分24万9,000円の減、介護納付金現年課税分34万1,000円の減額を見込むものです。

次の款02国庫支出金、項01国庫負担金の療養給付費等負担金では、療養給付費の実績に基づく国負担分について、一般被保険者療養給付費等負担金については増額となり、後期高齢者支援金分及び介護納付金については減額となりますが、総額では552万9,000円増額の1億4,848万2,000円とするものです。

款03療養給付費交付金は、退職被保険者に係る療養給付費について社会保険診療報酬支払基金から交付されるものですが、退職被保険者数の減少に伴い、療養給付費も減額となったことから265万2,000円減額の1,224万1,000円となります。

款04前期高齢者交付金は、保険者ごとの高齢者の偏在を調整するため、すべての医療被保険者から拠出されたものを前期高齢者の加入割合に応じて交付されるものですが、社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づき2,092万3,000円減額の2億1,907万7,000円となります。

6ページをごらんください。款05都支出金、目01都補助金、項02財政調整交付金は、交付金額の確定により162万円を減額し、4,193万2,000円とするものです。

款06共同事業交付金では、高額医療費共同事業交付金について実績により704万8,000円を減額するものです。

款08繰入金では、療養給付費の伸びに対して保険税収入が不足するため、基金から2,600万円を繰り入れるものです。

款10諸収入、項03雑入、目03一般被保険者返納金は、社保に切りかわっているにもかかわらず、国保保検証で診療を受けた場合等の不正不当利得に係る徴収金返納金について、実績により4万9,000円を増額するものです。

7ページをお開き願います。歳出でございます。款02 保険給付費、項01 療養諸費、目01 一般被保険者療養給付費は、療養給付費の実績に基づき2,060万円を増額するものですが、第3・四半期までの給付実績及び65歳到達による退職被保険者から一般被保険者への資格切りかえに伴う給付費の伸びを見込んで増額するもので、次の目02 退職被保険者等療養給付費では、退職被保険者対象者数の減少に応じて、これまでの実績等を勘案し、138万9,000円を減額するもので、療養諸費全体では1,921万1,000円を増額し、保険給付費、療養諸費の総額を4億9,865万4,000円とするものです。

項02 高額療養費、目01 一般被保険者高額療養費は、療養給付費の伸びに応じて900万円を増額し、目04 退職被保険者高額介護合算療養費については、実績に基づき皆減するもので、高額療養費全体で895万円を増額し、高額療養費の総額を8,910万円とするものです。

8ページをごらんください。項05 葬祭費では、被保険者の死亡時に葬祭費として1件5万円を支給するものですが、実績に基づき15万円を増額し、葬祭費の総額を90万円とするものです。

款03 後期高齢者支援金等及び次の款06 介護納付金では、財源組みかえをするもので、予算の増減はございません。

款07 共同事業拠出金です。目02 高額医療費共同事業医療費拠出金は、診療報酬明細書の金額が1件当たり80万円を超える医療費について、区市町村からの拠出金及び国都からの負担金により運営するもので、国保連からの通知に基づき960万1,000円を減額するものです。

目04 保険財政安定化事業拠出金は、区市町村保険者間の保険財政の安定化のため、1円以上80万円までの医療費について区市町村からの拠出金を財源に100分の59に相当する額を国保連から区市町村保険者に交付するものですが、国保連からの通知に基づき1,738万円を減額するもので、9ページをお開きいただきまして、共同事業拠出金全体で2,698万1,000円を減額し、共同事業拠出金の総額を1億8,035万9,000円とするものです。

款08 保健事業費、項01 特定健康診査等事業費、目01 特定健康診査等事業費では、受診者数の増加に伴い、39万円を追加し、保健事業費の総額を1,703万円とするものです。

項02 保健事業費、目01 保健衛生普及費では、当初予算において健康相談事業で活用するための備品購入費を計上しておりましたが、既存の機器類を効率的に活用することで購入せず、皆減とし、保健事業費の総額を15万円とするものです。

款 11 諸支出金、項 03 繰出金、目 01 病院事業会計繰出金では、奥多摩病院の診療設備の整備について国の調整交付金を充てるものですが、整備費の確定により調整交付金が確定したことから 162 万円を減額し、繰出金の総額を 75 万 6,000 円とするものです。

次に、議案第 22 号 平成 29 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

5 ページをお開き願います。歳入でございます。款 01 保険料でございます。後期高齢者医療保険料は、現年度分特別徴収保険料では 64 万 4,000 円を減額し、滞納繰越分普通徴収保険料では、104 万 9,000 円を増額し、後期高齢者医療保険料の総額を 6,487 万 1,000 円とするものです。これは保険料収入の見込み額が被保険者の増や所得の変化等の要因により、広域連合からの通知に基づく当初予算における見込みよりも増減したためでございます。

款 02 繰入金、項 01 一般会計繰入金では、療養給付費繰入金から葬祭費繰入金まで、いずれも広域連合からの通知に基づき、それぞれ説明欄記載の金額を減額するもので、合わせて 1,517 万 9,000 円減額の 1 億 1,450 万 4,000 円とするものです。

款 04 諸収入、項 04 受託事業収入、目 01 健康診査受託事業収入では、健康診査の受診者の減少を見込んで 23 万 8,000 円を減額し、健康診査受託事業収入の総額を 909 万 6,000 円とするものです。

項 05 雑入では、予算で見込んでいた未収金補填分負担金還付金について資格喪失による還付金の実績により 2,000 円を追加し、款 05 国庫支出金、項 01 国庫補助金、目 01 調整交付金では、保険医療制度改正に伴う広報紙等の郵券代として 1 万円の特別調整交付金を追加するものです。

7 ページをお開きください。歳出でございます。款 01 総務費、項 01 総務管理費、目 01 一般管理費では、先ほど歳入でご説明いたしました郵券代について、一般財源から特定財源に組みかえるもので、予算の増減はございません。

款 02 広域連合納付金、項 01 広域連合納付金、目 01 広域連合分賦金では、歳入の一般会計繰入金と関連するもので、事務費負担金、療養給付費負担金、保険基盤安定負担金、保険料軽減措置負担金及び葬祭費負担金は、歳入と同額を減額するもの、保険料等負担金は、現年度分保険料の減額と滞納繰越分保険料の増額とを差し引きの上増額するもので、広域連合分賦金全体では 1,502 万円を減額し、広域連合納付金の総額を 1 億 7,504 万 5,000 円とするものです。

款 03 保健事業費、目 01 健康診査費 2 万円の増は、役務費で 11 月と 12 月に実施いたし

ました集団健診時の受診券送付郵券代を3万8,000円の増、委託料で後期高齢者医療被保険者に対する健康診査の実施に係る委託料について実績により減額するものでございます。

次に、議案第23号 平成29年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。歳入でございます。款01 保険料、項01 介護保険料、目01 第1号被保険者保険料は、現年度分特別徴収保険料で152万7,000円の減、現年度分普通徴収保険料で43万1,000円の増をそれぞれ実績により見込み、差し引き109万6,000円を減額し、保険料の総額を1億6,841万6,000円とするものです。

款03 国庫支出金、項01 国庫負担金、目01 介護給付費負担金556万7,000円の減は、介護給付費の実績見込みによる減額で、国庫負担金の総額を1億2,024万3,000円とするものです。

次の項02 国庫補助金では、目01 調整交付金においては、調整交付金算定の基準となる標準給付費が計画値を下回ったことにより655万5,000円の減、地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業分では、介護給付からの移行により119万6,000円を追加、包括的支援事業・任意事業分では、実績により190万2,000円を減額し、合わせて726万1,000円を減額し、国庫補助金の総額を6,394万9,000円とするものです。

款04 支払基金交付金、項01 支払基金交付金は、介護給付費等の28%を現役世代からの介護保険料で交付されるものですが、介護給付費交付金では、介護給付費の減少により1,316万4,000円を減額し、地域支援事業支援交付金では、介護給付事業から地域支援事業への移行により、地域支援事業支援交付金の増額を差し引き、支払基金交付金全体では1,182万4,000円を減額し、支払基金交付金の総額を2億1,036万4,000円とするものです。

款05 都支出金、項01 都負担金、介護給付費負担金につきましても国庫負担金と同様の理由により667万7,000円を減額し、都負担金の総額を1億1,209万8,000円とするものです。

6ページをごらんください。地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業分及び包括的支援事業・任意事業分につきましても国庫補助金と同様の理由により、合わせて35万3,000円を減額し、都補助金の総額を831万7,000円とするものです。

款07 繰入金、項01 一般会計繰入金、目01 介護給付費繰入金及び目02 地域支援事業繰入金介護予防・日常生活支援総合事業分、目03 地域支援事業繰入金包括的支援事業・任意事業分についても国都と同様に、介護給付費及び地域支援事業費の実績による増額及び

減額で、目 04 低所得者保険料軽減繰入金 12 万円の減は、軽減対象者の減によるもの、その他地域支援事業繰入金の減は、地域支援事業に充当する特定財源の減額によるもので、一般会計繰入金の総額を 1 億 1,814 万 5,000 円とするものです。

款 09 使用料及び手数料、項 01 使用料、目 01 使用料では、介護予防事業利用者負担金で総合事業配食サービス事業及び一般高齢者配食サービス事業では、利用者の増により増額、総合事業介護予防デイサービス事業及び一般高齢者介護予防デイサービス事業では、事業の実施回数の減等により減額し、合わせて 11 万 8,000 円増額するものでございます。

8 ページをごらんください。歳出でございます。款 02 保険給付費、項 01 介護サービス等諸費では、居宅・施設介護サービス等給付費について、地域密着型介護サービス給付費を除く居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費及び居宅介護サービス計画給付費について実績により減額するもので、居宅・施設介護サービス等給付費全体で 2,500 万円を減額し、居宅・施設介護サービス等給付費の総額を 6 億 2,958 万 6,000 円とするものです。

項 02 介護予防サービス等諸費、目 01 介護予防サービス等諸費では、いずれも実績により、介護予防サービス給付費、地域密着型介護予防サービス給付費で合わせて 700 万円減額するもので、介護予防サービス等諸費の総額を 1,800 万 9,000 円とするものです。

項 04 高額介護サービス等費、目 01 高額介護サービス等費、高額介護・高額医療合算介護サービス等費のうち、高額介護・高額医療合算介護サービス費は、医療保険及び介護保険の両方の自己負担を合算した場合、所得に応じた限度額を超える部分について申請により給付するものですが、実績に基づき 100 万円を減額するもので、高額介護サービス等費の総額を 2,140 万 4,000 円とするものです。

9 ページをお開き願います。項 06 特定入所者介護サービス等費は、低所得の要介護者が施設等に入所した場合に基準額と負担限度額との差額を保険給付費で補うものですが、施設介護サービス給付費の減に伴う実績により 200 万円を減額し、特定入所者介護サービス等費の総額を 4,493 万 7,000 円とするものです。

款 03 地域支援事業費、項 01 介護予防・日常生活支援総合事業費、目 01 介護予防・日常生活支援総合事業費、01 介護予防・生活支援サービス事業費では、委託料で配食サービス事業利用者の増により、47 万 6,000 円を追加、介護予防デイサービス事業では実施回数の減により 21 万 6,000 円を減額し、審査支払手数料は実績見込みにより追加するもの、負担金補助及び交付金では、ケアプランの作成に係る人件費相当分の増額、介護予防から移行した訪問介護については増額となり、同じく移行した通所介護においては減額す

るもので、いずれも実績により、合わせて 189 万 4,000 円を追加し、02 一般介護予防事業費では、介護予防デイサービスの利用者の減による実績に基づき、108 万円を減額するもので、介護予防・日常生活支援総合事業費全体では 81 万 4000 円を追加し、地域支援事業費の総額を 3,478 万 2,000 円とするものです。

項 02 包括的支援事業・任意事業費、01 介護予防ケアマネジメント事業費では、財源組みかえによるもので、予算の増減はなく、02 総合相談事業費では、総合相談事業に携わる社会福祉士の人件費超過分を追加するもの、11 ページをお開きいただきまして、03 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では、地域のケアマネジャーの支援に携わる主任ケアマネジャーの人件費超過分について追加するもの、04 任意事業費では、一般高齢者に対する配食サービス利用者の増による委託料を追加するもの、05 認知症地域支援・ケア向上事業費では、当初からの配置を予定していた認知症地域支援推進員の人件費について、10 月からの配置となったことから減額するもの、06 生活支援体制整備事業費では、10 月から配置された生活支援コーディネーターの人件費について減額するもので、包括的支援事業・任意事業費全体では 264 万円を減額し、総額を 2,501 万 8,000 円とするものです。

12 ページをごらんください。款 04 基金積立金、項 01 基金積立金、目 01 介護給付費準備基金積立金では、積立金の特定財源となる保険料について減額が見込まれることから、253 万 5,000 円を減額し、基金積立金の総額を 1,497 万 8,000 円とするものです。

以上で、議案第 21 号から議案第 23 号までの説明を終了いたします。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、議案第 21 号から議案第 23 号までの説明は終わりました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、午後 2 時 20 分から再開いたします。

午後 2 時 02 分 休憩

午後 2 時 20 分 再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第 24 号についての説明を求めます。地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） それでは、議案第 24 号 平成 29 年度奥多摩町下水道

事業特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。歳入になります。款03繰入金、項01一般会計繰入金、目01一般会計繰入金700万円の増額につきましては、01下水道事業繰入金として、小河内処理区で25万円の増額で、奥多摩処理区で7万9,000円の増額となるもので、02浄化槽市町村整備推進事業繰入金では、71万5,000円の減額となるものでございます。また、03その他一般会計繰入金では738万6,000円の増額となります。内容につきましては歳出でご説明させていただきます。

次に、6ページをお願いいたします。歳出になります。款01総務費、項01総務管理費、目01一般管理費738万6,000円の増額につきましては、01賃金で臨時職員賃金20万7000円の減額及び19負担金・補助及び交付金では、水洗化補助金の申請見込みがないことから50万円の減額、また、27公課費では消費税及び地方消費税の納付金が確定したため809万3,000円の増額となります。

次に、02維持管理費（奥多摩処理区）の13万円の増額につきましては、12役務費では電話料の使用による増額となるものでございます。

次に、款02事業費、項01下水道事業費、目01下水道事業費22万2,000円の増額につきましては、01小河内処理区で職員手当の超過勤務を20万円増額するもので、次に、02奥多摩処理区2万2,000円の増額は、一般職給料を2万2,000円減額とし、超過勤務手当を5万円増額するものでございます。

次に、11需用費の2万3,000円については、燃料費の不足による増額となるもので、次の7ページの12役務費については、額の確定により2万9,000円を不用額とするものでございます。

次に、款02事業費、項02浄化槽市町村整備推進事業費、目01浄化槽市町村整備推進事業費71万5,000円の減額につきましては、13委託料で20万円を減額とし、19負担金・補助及び交付金は、主に水洗化助成制度による補助金の申請見込みがないことにより、51万5000円を減額とするものでございます。

次に、款04予備費、目01予備費2万3,000円の減額につきましては、歳入歳出予算の額の調整により計上したものでございます。

8ページをお願いいたします。給与費明細書でございます。給与費欄の給料で2万2,000円の減額、職員手当で25万円の増額となりますが、内訳につきましては下表のとおりで、合計が22万8,000円の増額となるものでございます。

以上で、議案第24号の説明を終わります。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、議案第 24 号の説明は終わりました。

次に、議案第 25 号についての説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（河村 光春君） それでは、議案第 25 号 平成 29 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）の内容についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、表紙のページ、第 2 条 収益的収支について、収入支出をそれぞれ総額で 300 万円の減額をするものでございます。資本的収支予算の補正はございません。

それでは、1 ページをお開き願います。収益的収入の実施計画でございます。病院事業収益を 300 万円減額するもので、これは医業収益のうち、その他医業収益の公衆衛生活動収益として計上している特定健診等各種検診などによる収益をその実績から 300 万円減額を見込むものです。平成 29 年度におきましては、当院の内科医師が 1 名減という状況でしたので、その影響によりまして検診実施者数が減になったため、収益も減を見込むというものでございます。

2 ページをごらんください。収益的支出の実施計画でございます。病院事業費用を病院事業収益と同じく 300 万円減額するものです。まず医業費用のうち、1 給与費を 1,116 万 8,000 円減額し、2 億 6,160 万円とするものです。内訳は、給料が 570 万 6,000 円の減、手当が 541 万 1,000 円の減、法定福利費が 5 万 1,000 円の減でございます。これは主に、今年度中、医師 1 名が欠員になってしまったことによるものでございます。

次に、2 材料費が 756 万円増額し、5,148 万円とするものです。内訳は、薬品費が 700 万円の増。診療材料費が 50 万円の増、給食材料費が 6 万円の増でございます。これは主に入院患者さんの増などの実績から増額を見込むものでございます。

次に、目 3 経費は 60 万 8,000 円増額し、1 億 3,388 万 8,000 円とするものです。内訳は、消耗品費が 20 万円の増、修繕費が 30 万円の増、通信運搬費が 10 万 8,000 円の増でございます。これにつきましてはそれぞれ実績から見込んでございます。

3 ページをごらんください。給与費の明細書でございますが、先ほど支出の給与費のところでご説明した内容を詳細な表にまとめたものということで、説明のほうは省略させていただきます。

次の 4 ページから最後の 7 ページまでにつきましては、予定貸借対照表でございますが、決算の見込みに基づき作成したのとなっております。詳細な説明につきましては省略させていただきます。

以上で、議案第 25 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、議案第 25 号の説明は終わりました。

これより質疑を行います。議案第 18 号 一般会計補正予算については、初めに歳入、次に歳出、それぞれの質疑を行い、議案第 19 号から議案第 25 号までについては、歳入歳出含めて一括して行います。

初めに、議案第 18 号の歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。6 番、石田芳英議員。

○6 番（石田 芳英君） 6 番、石田でございます。

10 ページの国庫支出金の社会資本整備総合交付金のところで、建築物耐震改修事業減ということで 40 万円減になっておりますけれども、ご説明では国道 411 号線の耐震にかかわる交付金の減ということでございますけれども、国道に面している建物はたくさんあると思うんですけども、現状の状況といいますか、危険な民家はどのくらいあって、それに対する対応というのはどうなっているかという、わかる範囲で結構ですけれども、教えていただければと思います。

○議長（師岡 伸公君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 6 番、石田芳英議員のご質問にお答えいたします。

この社会資本整備の交付金の対象となっている建物につきましては、古里から小河内にかけて国道 411 号線の 24 棟となっております。この対象となりますのは、国道に面していて、もし地震等によって倒壊をした場合に道路の半分以上をふさいでしまう、そういうおそれがある建物の今回のこちらの交付金ということでございます。実際もう平成 25 年からこれらの対応等は行っておりますけれども、東京都多摩建築指導事務所とともに、こちらの危険だと指定されました 24 棟について、実際耐震診断等のお願いをしております、24 棟のうち、23 棟はもう既に耐震診断済みでありまして、ちょっとどうしても 1 軒だけご理解得られなくて、まだ済んでいないところがあるんですけど、今、東京都とともにご理解を得るように進めているところです。

こちらの診断については国と都の補助金がございますので、個人の持ち出しはゼロということでございます。今度この耐震診断の結果、危険だと判定された部分については、まだこれ努力義務ということで、強制的なものではないんですけども、改修をしてくださいというお願いをしております、まず初めに、耐震診断の設計をして、その次の年に改修ということになっておりますけれども、ちょっと今こちらの設計と改修については個人負担が出てくるというようなこともございますし、そちらに住んでおられる方も高齢化等の理由によって、もし危ないようなら壊してというようなことも考えているようでして、ちょ

っとまだ診断のほうがない。都のほうでは平成 32 年末までにはということで今呼びかけを行っているところでございます。診断の結果、大体半数程度が若干厳しいかなというような診断がされているというところでございます。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑はありませんか。9 番、原島幸次議員。

○9 番（原島 幸次君） 9 番、原島でございます。

1 件お聞きしたいんですが、15 ページのふるさと納税寄付金額なんですが、64 万円の補正増で、今年度増えております。いろいろ物品なんかも変えたり、いろいろなかなか苦勞なさっていることと思います。この 29 年度 1 年間で何件ぐらいで、総額でどのくらいふるさと納税が入ってきたのか、教えていただければありがたいなと思います。よろしくをお願いします。

○議長（師岡 伸公君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 9 番、原島幸次議員のご質問にお答え申し上げます。

ページで言いますと 15 ページでございます。款の 16 の寄付金というところの中でふるさと納税寄付金の部分ということでございます。こちらのほうには補正の金額ということでございますけれども、2 月の 15 日までの状況ということでございますが、ふるさと納税全体で 29 件、66 万円ということでございます。ここにもありますけれども、一般寄付分が 15 件、43 万 5,000 円、森林保全活用関係が 9 件の 14 万 5,000 円、森林セラピーのほうで 5 件で 8 万円というような状況になっております。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 18 号の歳入の質疑を終結します。

次に、議案第 18 号の歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。7 番、宮野亨議員。

○7 番（宮野 亨君） 7 番、宮野でございます。

20 ページの財産管理費の節の 17 公有財産購入費、先ほどご説明があったんですけども、ちょっと聞き取れなかったんで、410 平方メートルでよかったのか、確認したいのと、奥多摩町全体同じ金額で購入するのか、また場所によってはちょっと違ってくるのか、そこを教えてくださいたいと思いましたんで、お願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 7番、宮野議員からのご質問にお答え申し上げます。

ページが 20 ページでございます。中ほどになりますでしょうか、財産管理費というところの節が 17 の公有財産購入費でございます。まず 1 点目、今回購入予定の面積でございますが、410.41 平方メートルを予定してございます。

それから 2 点目、購入に当たっての金額でございます。全町一律なのか、異なるのかという部分でございますが、基本的な考え方でございますけれども、町のほうでは土地に対して基本的に課税をしているわけでございますけれども、固定資産の評価額というものがございまして、その地目に応じて、ほぼ今回宅地なんですけれども、宅地であれば宅地のそのものの番地に評価があれば、その単価をもってということで掛ける面積ということで、その場所場所で評価額が違いますので、それに応じてということになりますので、全町一律の単価金額ではないという、ただ考え方は一つということになります。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑はありませんか。3番、澤本幹男議員。

○3番（澤本 幹男君） 3番、澤本です。

21 ページのバス路線の維持対策費が 675 万 1,000 円ということで、非常に昨年と比べて減ったということはどういう理由があったのかと思ひまして、教えてもらいたいと思います。

○議長（師岡 伸公君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 3番、澤本議員からのご質問にお答え申し上げます。

ページが 21 ページでございます。バス路線の維持対策費の補助金ということでございます。こちらは今、議員が申されたように、昨年は合計で 6,700 万円ほどを超える多額の補助金を西東京バスのほうに支出したという経緯がございます。前回のときは古里中学校が閉校になって奥多摩中学校に統合して、バス路線が変わって路線の延長であるとか、それから西東京バスの決算時期というのが 9 月 30 日ということで、町の会計年度とずれるということで、それが 28 年度では丸々 1 年分が上乘せされてきたということで非常に多いというお話をさせていただきました。

今回の 29 年度の決算の部分につきましてですけれども、2017 年の 9 月末までというような位置づけになっておりますけれども、そこまでの段階で、昨年雲取山イヤーといひますか、2,017 メートルと 2017 年が一緒だったということで、西東京バスの話によりまして、鴨沢西線ということで、雲取山への登山口の 1 つなんですけれども、その路線が非常に好調であったという話が 1 点ございました。それから、もう 1 点が日原鍾乳洞のほうへ

行く鍾乳洞線、こちらも引き続き好調が続いているというようなことがありました。また、大丹波方面も黒字にはなっていないんですけれども、赤字幅のほうが大分狭まってきたということで、大きい所でいうとその3路線が大分経営的には好転して、赤字の幅が狭まったというようなお話をいただいております。

ただ、次年度に向かいますは今度2017年の10月からという今度計算になりますので、昨年秋あたりだと、大分天候が不順だったりということもあります。また、雲取山の関係でいいますと、2018年に今度入っているわけなので、その辺がどういってお客さんの動向があるのかなというのは若干気にしているところです。

それからもう1点つけ加えますと、28年度の部分では奥多摩駅を降りたお客さんがかなり並んでいて、バスに乗り切れないという部分もあったようなんですけども、その辺は町のほうからも勉強会の中でちょっと指摘させていただいて、29年度につきましては、いわゆる取りこぼしがないようにということで、かなり増員体制も組んでくれたというような話はいただいております。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑ありませんか。10番、村木征一議員。

○10番（村木 征一君） 10番、村木でございます。

1点教えていただきたいと思っております。51ページでございます。委託料で観光用公衆トイレの総合清掃委託ということで299万9,000円の増額をしているわけですが、最近トイレを使ってみますと、駅前もちろんですが、長畑のキャンプ場のところのトイレ、それからむかし道のトイレ、どこのトイレに行っても非常にきれいにトレイが使われておりまして、大勢の皆さんに喜ばれていると思っております。さっきの説明ですと20カ所の管理をしているということでございますけれども、ここでは299万9,000円の補正ですけれども、年間ではどの程度の全体の金額になっているのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（師岡 伸公君） 観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） 10番、村木議員のご質問にお答えいたします。

観光公衆トイレ清掃委託の299万9,000円の増額でございますけれども、現在予算上ではこれまで補正をかけまして1,084万3,000円ということで、これに299万9,000円を加えて、1,384万2,000円という金額になります。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑ありませんか。8番、高橋邦男議員。

○8番（高橋 邦男君） 8番、高橋です。

19ページお願いします。04庁舎管理費、節の18になりますけど、備品購入費、多分教育課のほうへの質問になるかと思うんですが、先ほどの説明で、社会教育関係の事務所、本庁のほうに移すというお話だったと思います。自分なんかもよく文化会館の会議だとか、あるいはいろんな行事で使わせてもらっているんですが、あそこに事務所があると非常に使い勝手がいいというんですかね、利便性がいいと。いろんな備品もそこに備えてありますし、それから職員が常駐しているということ、これも大きいし、それから駐車場もある程度こちらに比べると広いということで、どう見ても向こうにあったほうが利便性がいいかなという、これ個人的な意見なんですけど、その辺の移す理由です。なぜ移すのかという説明をお願いしたいと思います。

○議長（師岡 伸公君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 8番、高橋議員からのご質問にお答え申し上げます。

予算上のページでいきますと、ただいま19ページ、庁舎管理費の備品購入費というところがございますが、内容につきましては、社会教育係の事務室の移動ということについてのご質問でございます。

役場の機構組織改革につきましては、行政改革検討委員会というものがございます。また、その上部団体として町長を本部長とします推進本部というものがございます。今回の部分、今、予算上の中では社会教育係の部分だけが見えているという状況でございますけれども、行革の会議の中では、役場の組織全体を見渡して、いろいろ協議を行ったところでございます。30年度につきましては基本的に全体の職員数を増やせない中で、これはいろいろ国からの定員管理の話もございまして、また、東京都におきましても市町村総合交付金の経営努力割というところで予算の15%ぐらいがそこでポイントが加算されるということもございまして、なおかつ今、派遣している職員も6名から7名というところで、実際に役場の中で事務をしている職員というのは、実質減っているような状況であります。確かに社会教育のほうで現状、古里の文化会館でいろいろ社会教育の関係の団体の方からしてみると、利便性のほうは非常に高いというふうに思われるところでございますけれども、今回条例の改正等の中でもございましたけれども、かなり国の動きとして介護保険関係ということでいろいろな仕事がおりにきております。また一方では、子育て関係という部分を町が力を入れているわけですが、この辺もちょっと充実していかないとちょっといけないかなという部分も役場の中では感じとっているところでございます。

これらを受けまして町の中全体組織を見渡す中で、ちょっと優先順位をつける中では限

られた人員の中で、今の段階ですと福祉保健の部分をちょっと厚みを増そうというようなことで、4月以降はちょっとそちらの体制を充実させたいという状況が決まっております。その中でどうしても先ほど申しあげました全体のパイが決まっておりますので、その中でどうするかという話になります。ちょっと業務状況などもいろいろと調査をしたところなんですけれども、1つには社会教育は古里、学校教育部門が本庁というところで課長は1人ということもありますし、また、職員が社会教育3名と臨時職員さんいますけれども、やっぱりその辺の事務的な効率の部分とか、また応援体制を敷くときもやっぱり本庁から行ったりということで、ちょっとなかなか難しい部分も見受けられるということ等がございまして、今回につきましては教育委員会としては1名減らすというような本部での決定がなされております。その中で全体で補うということを考えますと、係を一つにまとめさせていただいて、効率的に住民サービスを落とさないでということでは仕事を進めたいというふうに考えております。

文化会館の部分なんですけれども、まだちょっと協議中ではありますが、図書館の事務を行っていただいております木村奨学会さんがございますので、今協議を始めさせていただいたところでございまして、正規職員はちょっと引き揚げるという形にはなりませんけれども、サービスそのものは落とさないで、なおかつお金もそれほど変わらない中で行革を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。当然、隣に小学校もありますので、放課後に子どもたちも図書館に行ったりということで、1階がもぬけの殻というわけには当然いきませんので、その辺につきましては町側としても十分な対応を図って行革を進めてまいりたいというふうに考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑ありませんか。5番、小峰陽一議員。

○5番（小峰 陽一君） 小峰です。

46 ページのセラピー事業費のおくたま地域振興財団の看板材ですか、このちょっと内容がわかりましたら教えてください。

○議長（師岡 伸公君） 観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） 5番、小峰議員のご質問にお答えいたします。

おくたま地域振興財団の看板の設置工事でございますけれども、以前より高橋議員からもご指摘をいただきました森林セラピー事業について財団の位置がわからないということをおっしゃってございました。役場の地下2階ということで、役場の外壁、JRからおりて見や

すいところということで、観光産業課の前の外壁の部分に看板1つということで、こちらはパネルになりますけれども、40センチ枠の1メートル20センチの幅のおくたま地域振興財団の案内する看板でございます。また、正面玄関と通用口ということで、こちらには明示板という形になりますけれども、そちらにもおくたま地域振興財団を案内する看板になります。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） 5番、小峰陽一議員。

○5番（小峰 陽一君） 済みません、同じ質問なんですが、看板を何枚か立てただけで4,000万ということでよろしいんですね。違いますか。

○議長（師岡 伸公君） 観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） 森林セラピー事業の看板の部分ですけれども、12万9,000円でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 1番、木村圭議員。

○1番（木村 圭君） 1番、木村です。

50ページの目06の花の里づくり事業なんですけど、私も2年間使わせてもらったりしているんですけど、全体金額としても少ないようなんですけど、この辺の使い勝手だとかそういうことでこういうふうになっているのか、どういうことなのか、内容を教えていただきたいと思います。

○議長（師岡 伸公君） 観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） 1番、木村議員のご質問にお答えをいたします。

50ページの花の里づくり事業でございます。今年度につきましては、2件の申請がございました。1件につきましては、南氷川のシニアクラブ様ということで、ミツバツツジということの花の里づくり事業でございます。また、もう一件は大丹波自治会から申請がございまして、やはりミツバツツジを30本ということで輪光院周辺に植樹をしたいということで花の里づくり事業を展開してございます。

このところ申請が少ないんですけども、やはりPRをしていながら、また各自治会などにもご説明をしながら進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 1番、木村圭議員。

○1番（木村 圭君） 附属のあれなんですけど、やはり自分でやってみても、苗木だけきり使えないとなると、植えるだけで大きくなるわけではないんで、肥料だとかそういう附属するものも使えるようにすると使い勝手がよくなるんじゃないかなと思うんですが、

いかがでしょうか。

○議長（師岡 伸公君） 観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） 1 番、木村議員の再質問の部分でございますけれども、肥料等ということで、今現状では苗木等という形で進めてございますけれども、今後検討をしながら進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 4 番、清水明議員。

○4 番（清水 明君） 4 番、清水でございます。

ページが 20 ページになります。財産管理費の 99 カ年地上権に関する相続抹消登記と業務委託減で事業完了というようなご説明がありました。長い間ご苦労さんでした。非常に難しい問題を解決していただきました。実は私もちょっと迷惑をかけまして、古い先祖の名前が残ってしまして本当にご迷惑をおかけしておわびをしたいんですけども。

それでせっかくですからここで年数とか、かかった金額とか、もし資料があるようでしたらちょっとその辺をまとめて簡単に教えていただければと思います。お願いします。

○議長（師岡 伸公君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 4 番、清水明議員からのご質問にお答え申し上げます。

ページが 20 ページ財産管理費の委託料でございます。99 カ年地上権に関する相続抹消登記等業務委託に関する実績の状況でございますけれども、昨年の 6 月町議会定例会の日程の中で、議会全員協議会を開かせていただきまして、そのときに全体の流れはお伝えしたところでございます。その段階ではまだ金額等が確定していないという状況でもございましたので、ここで改めてという形になろうかと思えます。

地上権につきましては 2009 年、平成 21 年の 11 月 8 日が、いわゆる存続期間の満了時期だったということでございます。その前後から町としましては、基本としては契約上は返還をしていただくというようなお話をしてきたところなんですけど、現実的に山が動いてないという状況で、それは無理な話のところございましたので、ほぼ分収林契約という形で今の形になっております。もともと今、奥多摩町ということで取り扱っておりますけれども、明治の時代でございますので、旧古里村という中の地域のことでございました。

地上権のそのときにかかわる関係でございますけれども、こちらに関しましては平成 21 年度以降ということで司法書士の協会のほうへ委託をかけてまいりまして、裁判等、また相続の手続等を行っていただきました。この中で 21 年度の当初の登記の名義人の延べ人数が 3,013 名ということでございましたけれども、最終的に延べ人数が 8,158 名という状況になっております。これ重複しているところもございますので、相続の関係ですの

で、最終的に抹消してもいいですよという承諾書をいただいた方が4,120名、うち海外に行った方が5名というような状況がございます。やっぱりちょっと居どころがわからないというようなところで、やむを得ず判決裁判のほうへお願いした部分が876名の方がおりました。結局、裁判判決者数が876名ということで、そのうち実際に裁判に支所のほうへ伺ったのが153件ということで、この部分は企画財政課の職員が原告代理人ということで裁判所に出廷して対応してございます。

最終的に金額のほうなんですけども、いわゆる裁判とかもありますので、印紙とかもいろいろ含めてという話になりますけれども、3,939万6,000円というようなことでございまして、うち協会のほうへ委託した委託料につきましては約3,000万円というようなことで、この抹消登記につきましては事業が完了したというような状況でございまして、今月広報のほうにも住民皆様のほうに周知していきたいということで、その部分のことも簡潔にはございますけれども、お礼文をあわせて載せてございまして、確認いただければ幸いです。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） この問題というのは、基本的には地上権設定をした人たちが地上権を抹消して、町の土地ですから町に返すというのが原則であります。しかしながら、もう99年経っちゃいましたから、そのうちの承諾をもらってやった部分と、どうしても承諾をしていただかない人は町が裁判所に申し立てをして、裁判所の決定をいただいてやるということでございまして、そういう点で、今、約3,000万円かかったというお話をさせてもらいましたけれども、私自身はたとえお金がかかったとしても、町の財産でありますから、町の財産をこれから先きちっとしていこうということで、議会の皆様方にはその都度お話をして、本来町がお金をかける問題ではないけれども、町の財産そのものを将来、今やらなかったらできないんで、予算を通していただいて、こういう事業をやりたいということで理解を得てやってまいりました。ほとんどの人が理解をしてくれたわけですが、人によっては自分のうちから出ちゃいますから、もしかしたら、そのことによってお金が入るのかなというような人もいまして、担当としては、なかなかいろんな問題を含めて、裁判所に出廷をして判決をもらって、最終的には解決をしたということでございまして、どうかその辺の基本的な物の考え方につきましては、これからも住民の皆様からご質問等ありましたら、今言ったようなことを含めてお話をしていただければありがたいなというふうに思っております。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑はありませんか。6番、石田芳英議員。

○6番（石田 芳英君） 6番、石田でございます。

48 ページの商工費の中の一番最後のところなんですけども、中元大売り出し補助金減ということで、今回26万9,000円減となっておりますけれども、これ奥多摩商協さんに対する補助金だと思うんですけども、以前、役員の方とちょっと話す機会があって聞きましたら、商協さんのほうはここにも書いてある中元とか、歳末とか、あるいはちょうちんまつりとか、近年では100円商店街を春、秋にやって、大変町の活性化にご尽力されているのかなと思うんですけども、ただ、かなり大変だというようなお話を聞いて、機会があったらちょっとお願いしてくれないかなということで、補助金とかいろいろ支援のほうを厚くしていただければなというようなことをちょっとお伺いしたんですけども、ぜひお願いしたいと思うんですけども、この減というのは何か理由があって減になったのか、この理由についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（師岡 伸公君） 観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） 6番、石田議員のご質問にお答えいたします。

48 ページの中元大売り出しの補助金の部分の減でございますけれども、こちらにつきましては議員が申し述べるとおり奥多摩商業協同組合への補助金によるものでございます。こちらにつきましては東京都の補助金と町の補助金ということが入っております。全体的な事業費につきましては63万710円ということで中元大売り出しの事業を行ってまいりました。その中で東京都が2分の1と奥多摩町が6分の1という形で支出をしております。この景品等の事業費が決まっておりますので、申請に伴ってこちらを東京都に交付決定をいただいたものでございますので、商業組合から来た申請に基づいて行っているものでございます。

以上です。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑はありませんか。3番、澤本幹男議員。

○3番（澤本 幹男君） 3番、澤本です。

59 ページの小学校の振興費ですか、遠距離通学費が15万3,000円と小学校が上がっているんですけど、これについてちょっとわかる範囲で教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 教育課長。

○教育課長（原島 政行君） 3番、澤本幹男議員の質問にお答えさせていただきます。

小学校教育振興費の遠距離通学費補助金につきまして増額をさせていただいております。

が、これは小学校の分でございます、中学校につきましても増額をさせていただきました。これは実績により増額ということでございます。

この事業につきましては、遠距離通学費の補助対象事業を児童・生徒でございますが、小学校では通学距離が2キロメートル以上、また、竹の花、もしくは松葉のバス停を最寄りとして古里小学校へ通う児童及び通学距離が2キロメートル以上、または常磐、弁天橋以西になりますが、海沢、それと海沢自治会区域、もしくは大氷川の初縄田のバス停を最寄りとして氷川小学校へ通学する児童を対象としております。また、中学校では、通学距離が3キロ以上、または白丸自治会区域、もしくは境自治会区域から奥多摩中学校へ通う生徒を対象としております。また、あわせて小学校では竹の花のバス停を、中学校では竹の花、松葉、大神、古里付、清見ヶ丘、正門、白丸の各バスのバス停を最寄り駅とする児童・生徒については、通学に使用する交通機関、バス、あるいは電車につきまして選択するという制度になっているというものでございます。

29年度の実績でございますが、古里小学校では、バスで通った児童が29名、電車につきましても29名でございます。それから氷川小学校につきましては、バス通学が30名、電車通学が1名、奥多摩中学校につきましては、古里地区のバスが28名、その他1名ということで、このその他といいますのは、大腿骨頭すべり症という手術を受けた生徒がおりまして、その生徒は歩行が少し不自由だったものですから、これに見合う金額を補助したというものでございます。また、氷川地区のバスにつきましては11名、それからJRが27名、このような実績になっているものでございます。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑ありませんか。6番、石田芳英議員。

○6番（石田 芳英君） 6番、石田でございます。

53ページの土木費の町単独道路新設改良事業費の工事請負費で3,330万円減額となっております。内容的には6路線の減少、あるいは増加にかかわるものというようなご説明でしたが、この各路線のそれぞれの増加金額と減少金額、あるいは増加した内容、減少した内容とか理由のご説明をちょっとお願いしたいと思います。

○議長（師岡 伸公君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 6番、石田議員のご質問にお答えします。

この工事につきましては、各路線において、土木工事というのは多岐にわたり、いろんな不確定要素が出てきますので、その都度現場で精査しながら発注側、また受注側と協議しながら変更していくものでございますが、今、石田議員が言われたのは、松葉穴沢線、白丸、南平でよろしいですか。ちょっと今ここにある手持ちの資料でわかる範囲でお答え

させていただきたいと思います。金額だけでよろしいですかね。

○議長（師岡 伸公君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） それでは、6番、石田議員のご質問に対しまして、ちょっと金額が絡む部分ということで、企画財政課のほうでお答え申し上げたいと思います。

ただいま 53 ページの町単独道路新設改良事業費の中の工事請負費 6 路線の合計は 3,330 万円の減というような補正予算額でございますけれども、その内訳の状況をということでございます。

熊沢地内残土処分場の整備工事は減ということでございまして、こちらにつきましては 50 万円減で、補正後が 950 万円。高畑線道路新設工事につきましては増ということで、これが 100 万円の増で 1,600 万円補正後です。それから同じ路線の附帯工事ということで、こちらが 120 万円増で補正後が 220 万円。それから古里附入川線道路改良工事が、これは減ということで、ちょっとこちらのほうは 1,800 万円減額しまして、補正後が 1,700 万円。それから川井熊沢線擁壁補修工事、こちらも減ということでございまして、こちらも 2,000 万円減で補正後が 3,000 万円。それから最後に、大丹波秩父線道路改良工事は増ということで 300 万円増の補正後が 900 万円ということでございます。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 18 号の歳出の質疑を終結します。

次に、議案第 18 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 2 議案第 18 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 18 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 19 号の質疑を終結します。

次に、議案第 19 号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 3 議案第 19 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第 19 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 20 号の質疑を終結します。

次に、議案第 20 号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 4 議案第 20 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第 20 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号の質疑を行います。質疑はありますか。3 番、澤本幹男議員。

○3 番(澤本 幹男君) 3 番、澤本です。

9 ページの特定健康診査等事業がありますが、今後こういう健康診断はどんどん増えていく必要があるかと思うんですけど、それについて少ししか増えていないので、もっと増えたほうがいいのか、そのところちょっとお考えをお聞きしたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長(師岡 伸公君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(清水 信行君) 3 番、澤本議員のご質問にお答え申し上げます。

この特定健診事業というものは、国保の被保険者の 40 歳以上 74 歳までの方が町の健診を受けることができるということで、無料で受けることができるものでございます。

今回補正をさせていただきましたのは、特定健診の受診者の数が少し増えたということで、実績を申し上げますと、対象者が 1,377 名ございますが、551 名の方に受診をしていただいております。受診率に直しますと 40.01%ということで、昨年度に比べますと 1 ポイント強伸びております。

先ほど病院事業会計の説明の際に事務長からもお話がございましたように、昨年度は病院の医師が 1 名減ということで、ちょっと病院の受け入れ態勢がなかなか難しいというお話もございましたので、福祉保健課では、病院の数に限りがあるということですので、秋、11 月、12 月に集団健診という形で、保健福祉センターで土日 4 日間にわたりまして集団健診を実施いたしました。その結果、若干の伸びがあったというふうに考えております。

ただ、病院でも受診の期間が従来 6 月から 12 月までであったものを 6 月から 9 月までに短くしたことも影響がございまして、奥多摩病院の枠も少なくなったということで、奥多摩病院での受診がなかなか予約がとれなかったということで、大変皆様にご迷惑をおかけいたしました。

そういうことも反省も踏まえて、平成 30 年度につきましては、6 月からの開始を 1 カ月繰り上げて 5 月から実施をしたいというふうに考えてございます。その上で改めて奥多摩病院とも協議をいたしますけれども、もう少し特定健診の枠も増やししながら、住民の皆様にご不便をおかけしないような形、なおかつ受診者数も伸びていくというようなことを考えております。

また、集団健診につきましても 12 月の頭に、土日、今度古里と氷川 1 カ所ずつでございしますが、実施をしたいなというふうに考えてございます。そういうことを工夫しながら、受診者数を伸ばしていくことによりまして早目に病気を発見するというところで、医療費も抑えられるということでございますので、再三この場で申し上げておりますように、議員皆様からもぜひ健診の受診については PR をしていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 21 号の質疑を終結します。

次に、議案第 21 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第5 議案第21号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第21号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第22号の質疑を終結します。

次に、議案第22号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第6 議案第22号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第22号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第23号の質疑を終結します。

次に、議案第23号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第7 議案第23号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第23号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 24 号の質疑を終結します。

次に、議案第 24 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 8 議案第 24 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 24 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 25 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 25 号の質疑を終結します。

次に、議案第 25 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 9 議案第 25 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 25 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10 議案第 26 号 平成 30 年度奥多摩町一般会計予算、日程第 11 議案第 27 号 平成 30 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算、日程第 12 議案第 28 号 平成 30 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算、日程第 13 議案第 29 号 平成 30 年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算、日程第 14 議案第 30 号 平成 30 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算、日程第 15 議案第 31 号 平成 30 年度奥多摩町介護保険特別会計予算、日程第 16 議案第 32 号 平成 30 年度奥多摩町下水道事業特別会計予算、日程第 17 議案第 33 号 平成 30 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算、以上 8 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。副町長。

〔副町長 加藤 一美君 登壇〕

○副町長（加藤 一美君） それでは、議案第 26 号から議案第 33 号までの平成 30 年度、奥多摩町一般会計を初めとします各特別会計、企業会計、全 8 会計の予算につきまして一括して提案のご説明を申し上げます。

平成 30 年度の予算編成に当たりまして、予算編成方針として、1 として、社会経済情勢を見きわめ、限りある財源を計画的、重点的に配分して、住民福祉の増進と少子化、若者定住化対策をさらに推進し、個性的で活力のある地域社会を将来にわたって持続させるため、長期総合計画奥多摩魅力発信計画の実現を目指す。2 として、成果を重視した行政改革の推進、時代に対応した柔軟な行政組織と職員の育成並びに費用対効果を含めた事業全般の自己検証の強化と、制度や事務事業の必要性や有益性を吟味し、必要な見直し、再構築を図るなど、身の丈に合った健全で堅実な行財政運営を推進することを基本に予算の編成を行ったところでございます。

平成 30 年度の予算編成の基本的な考え方、町政運営の基本的事項につきましては、河村町長から施政方針の中で申し上げておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

また、当初予算のご審議に当たり、お手元に平成 30 年度当初予算案の概要を配付させていただきましたので、ご参照いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

なお、各会計の予算の内容につきましては担当課長から説明させていただきますので、簡潔に説明をさせていただきます。

初めに、議案第 26 号 平成 30 年度奥多摩町一般会計予算についてご説明申し上げます。

表紙の 1 ページをごらんください。歳入歳出予算でございますが、第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 62 億 9,000 万円と定めるもので、前年度当初予算と比較いたしまして 9,000 万円の増、率にして 1.5%の増となります。

2 としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算によるものということで、前年度予算と比較して歳入の主な増減につきましては、平成 30 年度当初予算案の概要 2 ページに、歳出の増減につきましては 4 ページに記載してございますので、後ほどごらんをいただきたいと存じます。

予算書の 2 ページをごらんください。歳入を前年度に比較して簡単に説明させていただきます。歳入のうち減額になるものは、町税、利子割交付金、配当割交付金、地方消費税交付金、3 ページに移りまして、国庫支出金、都支出金、諸収入、4 ページに移りまして、町債になります。この中で特に大きな減額は、3 ページの都支出金のうちの都補助金で、前年度当初に比較して 6,723 万 8,000 円の減額となります。内容としましては、農林水産

業費補助金、土木費補助金等が減額になります。

2ページにお戻りください。また、増額になるものは、地方譲与税、株式等譲渡所得割交付金、自動車取得税交付金、3ページに移りまして、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、繰入金になります。この中で特に大きな増額は、3ページ下段の繰入金で、前年度に比較して2億5,900万円の増額になりますが、これは当初予算時における財源不足を補完する積立基金等からの繰入金が前年度に比較して増額になります。

次に、5ページに移りまして、歳出を前年度に比較して簡単に説明させていただきます。歳出では、前年度に比較して減額になるものは、議会費、民生費、土木費、6ページに移りまして、公債費、予備費になります。この中で特に大きな減額は、5ページ下段の土木費の4,940万2,000円で、内容としましては、道路橋梁費が大きく減額になります。

また、5ページに戻りまして、増額になるものは、総務費、衛生費、農林水産業費、商工費、6ページに移りまして、消防費、教育費、諸支出金になります。この中で特に大きな増額は、5ページ下段の商工費の5,294万2,000円の増、6ページに移りまして、上段の消防費が6,162万2,000円の増になります。

次に、表紙の1ページに戻りまして、第2条 継続費でございますが、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、第2表継続費によるということで、7ページをごらんください。事業名、原生活館改修事業につきまして、総額6,289万8,000円、年割額につきましては平成29年度が2,500万円、平成30年度が3,789万8,000円でございます。

また表紙の1ページに戻りますが、第3条、町債でございますが、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる町債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第3表町債によるということで8ページをごらんください。この起債は、国の地方交付税の不足分を補完する臨時財政対策債として1億円を予定しております。起債の方法、利率並びに償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

また表紙の1ページに戻りまして、第4条 一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は10億円と定める。

その下の第5条 歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおり定めるもので、(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に、過不足を生じた場合における同一款内でのこれら経費の各項の間の流用を定めたものでございます。

以上で、議案第 26 号の説明を終わります。

次に、議案第 27 号 平成 30 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

表紙の 1 ページをごらんください。歳入歳出予算でございますが、第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,550 万円と定めるもので、前年度当初予算と比較いたしまして 170 万円の増、率にして 2.3%の増となります。

2 としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算によるものということで、2 ページをごらんください。歳入のうち、前年度に比較して減額になる項目はございません。増額になるものは、繰入金、諸収入になります。また、その他の項目につきましては、前年度と同額になります。3 ページをごらんください。歳出のうち、前年度に比較して減額になるものは予備費で、増額になるものは総務費になります。

以上で、議案第 27 号の説明を終わります。

次に、議案第 28 号 平成 30 年度 奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

表紙の 1 ページをごらんください。歳入歳出予算ですが、第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 6,200 万円と定めるもので、前年度当初予算と比較しまして同額になります。

2 としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算によるものということで、2 ページをごらんください。歳入のうち、前年度に比較して減額になるものは繰入金で、増額になるものは使用料及び手数料、諸収入になります。また、繰越金につきましては前年度と同額になります。3 ページをごらんください。歳出のうち、前年度に比較して減額になるものは総務費で、増額になるものは予備費になります。

以上で、議案第 28 号の説明を終わります。

次に、議案第 29 号 平成 30 年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

表紙の 1 ページをごらんください。歳入歳出予算でございますが、第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 億 8,700 万円と定めるもので、前年度当初予算と比較いたしまして 1 億 3,500 万円の減、率にして 14.6%の減となります。

2 としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出

予算によるものということで、2ページ及び3ページをごらんください。歳入歳出ともこの4月からの都道府県化によりまして、歳入科目、歳出科目が大きく変更となりましたので、予算書の新設ということで、前年度予算額との比較はございません。

表紙の1ページにお戻りください。第2条 一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定める。

第3条 歳入歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めるもので、(1)保険給付の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を定めたものでございます。

以上で、議案第29号の説明を終わります。

次に、議案第30号 平成30年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

表紙の1ページをごらんください。歳入歳出予算でございますが、第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億200万円と定めるもので、前年度当初予算と比較いたしまして200万円の減、率にしまして1.0%の減になります。

2としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものということで、2ページをごらんください。歳入のうち、前年度に比較して減額になるものは繰入金、諸収入で、増額になるものは保険料、国庫支出金になります。また、繰越金は前年度と同額になります。3ページをごらんください。歳出のうち、前年度に比較して減額になるものは広域連合納付金、葬祭費で、増額になるものは総務費、保健事業費、予備費となります。また、諸支出金は前年度と同額になります。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

次に、議案第31号 平成30年度奥多摩町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

表紙の1ページをごらんください。歳入歳出予算でございますが、第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億3,200万円と定めるもので、前年度当初予算に比較いたしまして4,000万円の減、率にして4.6%の減となります。

2としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものということで、2ページをごらんください。歳入のうち、前年度に比較して減額になるものは国庫支出金、支払基金交付金、都支出金、繰入金、諸収入で、増額になるものは保険料、使用料及び手数料になります。また、その他の項目につきましては前

年度と同額となります。4ページをごらんください。歳出のうち、前年度に比較して減額になるものは総務費、保険給付費で、増額になるものは地域支援事業費、予備費となります。また、その他の項目につきましては前年度と同額となります。

表紙の1ページに戻りまして、第2条 一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。

第3条 歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めるもので、(1) 保険給付の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を定めたものでございます。

以上で、議案第31号の説明を終わります。

次に、議案第32号 平成30年度奥多摩町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

表紙の1ページをごらんください。歳入歳出予算でございますが、第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億7,900万円と定めるもので、前年度当初予算と比較いたしまして6,800万円の増、率にして13.3%の増となります。

2としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものということで、2ページをごらんください。歳入のうち、前年度に比較して減額になるものは諸収入で、増額になるものは分担金及び負担金、使用料及び手数料、繰入金になります。また、繰越金は前年度と同額になります。

3ページをごらんください。歳出のうち、前年度に比較して減額になる項目はなく、総務費を初め、すべての項目が増額になります。

表紙の1ページに戻りまして、第2条 一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。

第3条歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおり定めるもので、(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に、過不足を生じた場合における同一款内でのこれら経費の各項の間の流用を定めたものでございます。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

次に、議案第33号 平成30年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

第1条は総則でございます。

第2条 業務の予定量は次のとおりで、（1）病床数は43床、（2）年間患者数は入院8,395人、外来1万4,487人、（3）1日平均患者数は入院23人、外来48人、（4）年間時間外患者数は694人、（5）年間訪問診療患者数は1,505人、（6）主要な建設改良事業はトイレ改修工事（奥多摩病院内）、病棟等改修工事を予定しております。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、収入支出とも4億9,360万円を予定しており、前年度当初予算と比較いたしまして760万円の増、率にして1.6%の増となります。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。（資本的収入額が資本的支出額に不足する額829万円は、建設改良積立金及び過年度損益勘定留保資金で補てんするものとする。）収入では1,459万5,000円を、支出では2,288万5,000円を予定しており、収入では前年度当初予算と比較いたしまして308万3,000円の増、率にして26.8%の増、支出では前年度当初予算と比較いたしまして1,333万3,000円の減、率にして36.8%の減となります。

次のページをごらんください。第5条 一時借入金の限度額につきましては3,000万円を予定しております。

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないということで、（1）職員給与費2億7,459万8,000円、（2）交際費10万円としております。

第7条 負担区分による一般会計及び他会計から、この会計へ補助を受ける金額でございますが、（1）一般会計8,000万円、（2）国民健康保険特別会計1,000円、（3）都支出金8,163万3,000円、（4）町出資金800万円を予定しております。

第8条 棚卸資産の購入限度額は4,752万円とするものでございます。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

以上で、議案第26号から議案第33号までの8会計の新年度予算の説明を終わります。慎重なるご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

お諮りします。ただいま上程の議案第26号から議案第33号までについては、議長を除く委員11名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、本件については予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定いたしました。

ここで予算特別委員会正副委員長の互選のため暫時休憩とします。休憩中に正副委員長の選出を行い、ご報告願います。

午後 3 時 49 分 休憩

午後 3 時 52 分 再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に正副委員長の選出が行われましたので、その結果を事務局長より報告させます。事務局長。

○議会事務局長（澤本 恒男君） それでは、予算特別委員会の正副委員長の選出が行われましたので、その結果を報告いたします。

予算特別委員長に 7 番、宮野亨議員、同副委員長に 3 番、澤本幹男議員、以上のとおり選出されました。

報告を終わります。

○議長（師岡 伸公君） 以上のとおり、予算特別委員会委員長は 7 番、宮野亨議員、副委員長は 3 番、澤本幹男議員に決定しました。会期中に審査が終了するよう、お願いします。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

なお、本会議 3 日目は、3 月 9 日午前 10 時より開議しますので、ご承知おきください。

本日はこれにて散会します。長時間大変ご苦勞さまでした。

午後 3 時 54 分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員